



# 法と経済学研究

Law and Economics Review

May 2006

2 卷 2 号

法と経済学会

*Japan Law and Economics Association*

目 次

◆ 法と経済学会・第3回全国大会講演報告

- 記念講演 『効率と正義、事前と事後 —長期的観点からの関係—』  
2005 年度 法と経済学会会長 八田 達夫 1
- プレナリー・セッション 『法学と経済学の対話』  
『企業不祥事防止策としての行政モニタリングと市場の競争状況』  
浜田 宏一（エール大学教授・法と経済学会元会長）／白石 賢（内閣府） 11  
『労働契約法制についての法と経済学からの分析』  
八代 尚宏（国際基督教大学教養学部客員教授  
・前（社）日本経済研究センター理事長） 23
- 特別講演 『非合理的協力行動の説明：効用変換とヒューリスティック』  
山岸 俊男（北海道大学大学院文学研究科教授） 37
- パネルディスカッション 『法曹の素養としての法と経済学の可能性』 47  
パネリスト 加賀山 茂（明治学院大学法科大学院教授）  
草野 耕一（弁護士）  
福井 秀夫（政策研究大学院大学教授）  
細野 敦（東京地裁判事）  
吉村 典晃（法務省司法法制部参事官）  
コーディネーター 松村 良之（北海道大学大学院法学研究科教授）

## ◆法と経済学会・第3回学術講演報告◆

□記念講演

## 『効率と正義、事前と事後 —長期的観点からの関係—』

場所：北海道大学学術交流会館

2005年度 法と経済学会会長 八田 達夫（国際基督教大学教養学部教授）

## はじめに

近年ミクロ経済学の政策問題への応用が進んでまいりました。それにつれて、政策に関する経済学と法律学の違いが対比されるようになって来ました。

まず経済学は効率を重んじ、法律は正義を重んずると言われております。それから、経済学の方は事前のインセンティブを付けることに興味があって、法律は事後について考える学問だとよく言われます。

ところが、実際には、経済学の中でも効率の重視は、より高い「社会厚生」実現のためだと考える人は多い。一方、法律の方でも正義というけれども、営業の自由の保証のような、結果的には弱肉強食につながる概念もある。さらには借金返却の強制のように、弱者保護に対立する概念も当たり前のこととして受け入れている。両分野とも非常に多様な考え方を含んでいるように見受けられます。

事前と事後についても、法律は事後のみに関心があると割り切つて言えない面も、あるように思います。営業の自由の尊重はその典型です。

両分野とも、長い目で見たらば、我々の生活水準を上げるための政策を考えているわけですから、両者が完全に矛盾するわけがありません。今日のお話のテーマは、ちょっと大それたことですが、経済学と法律学の政策問題に関する判断に関して、融合出来ることをお示しすることです。

私は、四十代後半から、いろいろな政策問題にかかわって、経済学的な観点から政策を提言してきました。そのような提言活動をはじめる前に予想していたのは、既得権益を持っている方たちが、自分たちの利害に基づいて強引な反論をしてくるのではないかということでした。実際には、そういう方たちが議論される

場合も確かにありましたが、官僚の方々が出てこられて、既得権擁護論を展開される場面に多く直面しました。そういう政策を弁護される時に、必ずしもそれを法律学の責任にするわけにはいかないのですが、法学部で訓練を受けられた方たちの議論にある種の共通パターンを見出すことができるように思いました。今日のお話の後段でそのパターンを整理したいと思います。

一方、このような経験を通じて、異分野に触れることで、経済学の中の政策基準自体について考えさせられる場面が多くありました。特に、政策に関する効率性基準と社会厚生基準との関係について、整理して考える必要があるのではないかと考えるようになりました。本日はまず、お話しの大半の時間をつかって、この関係を論じようと思います。後半で、その枠組みを使って、法学の政策基準の特徴を論じたいと思います。最後に、それによって、法学と経済学の政策基準の融合を図りたいと思います。

## I. 「効率」の定義

まずこれはあまりに当たり前の定義で申し訳ないのですが、経済学で言う「効率」という言葉の定義をしておきましょう。

例えばバナナさんという人がバナナの木を持っていて、バナナを食べている。もう一人サンマさんが船を持っていてサンマを取っている。それぞれが別々に暮らしている。そんな島を考えます。2人が会うことによって、今までバナナだけ、サンマだけ食べられた状況が、お互いに両方とも食べる事が出来るようにな

ります。そうすると、両方の生活水準が上がります。経済全体でバナナの量が増えたわけでもないし、サンマの量が増えたわけでもない。にもかかわらず、2人とも生活水準が上がる。つまり、バナナさんの生活水準を引き上げるために、サンマさんの生活水準を引き下げる必要は全くないわけです。であるならば、元の状況は「非効率的な」資源の配分がされていたと言えるでしょう。

そういう無駄を無くしていくと、サンマさんの生活水準を上げるためには、必ずバナナさんの生活水準を引き下げなければいけないという状況にすることができます。その状況を資源配分が「効率的」だと言います。この状況のことを、「パレート最適」とも申します。

## II. 「効率化」の定義

### A. 補償原理

現実には、様々なゆがみがあって、効率的な状況からはかけ離れてます。

非効率的な状況にあった時に、それを改善することが、多くの政策が目指すことです。それではどういう時に政策が資源配分を「効率化」するかというと、これがなかなか難しいところです。さきほどのバナナさんとサンマさんの例のように、市場を開設することによって、全ての人の生活水準が上がった場合、「パレート改善」されたといえます。その場合には、何の問題もなく資源配分が効率化されたといえるでしょう。

しかし大半の改革は、ある人の生活水準を上げる一方で、ほかの人の生活水準を下げます。すなわち、パレート改善をもたらしません。そのような場合に、資源配分の効率化をどう定義するのかは自明のことではありません。経済学では、「改革によって生活水準が上がった人が、下がった人に対する補償を与えても、なお改革前よりも高い生活水準を維持できる場合」に資源配分が効率化されたといえます。

これはどういうことかをサンマ・バナナの例で説明しましょう。サンマさんとバナナさんのいる島に、今

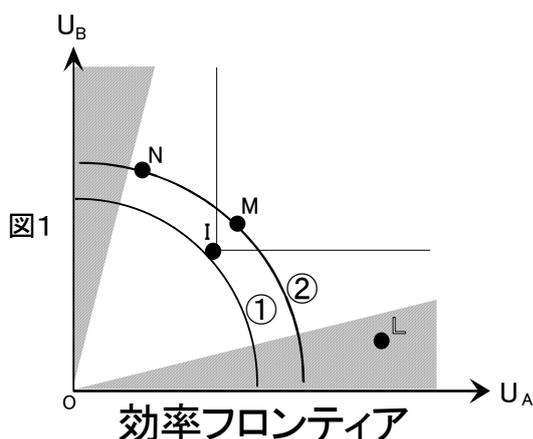
度はジミーさんという人がアメリカから帰って来ました。ジミーさんは、サンマさんの弟子だったので、やはりサンマを採って暮らしているとします。しかし、彼もその市場に入れてくれと言い出したとしましょう。今までサンマさんからサンマを買っていたバナナさんは、ジミーさんからも買えるようになるわけですから、交換条件が良くなります。すなわち、前より少ないバナナを提供することによって、より多くのサンマを手に入れることができるようになります。このため、バナナさんの生活水準は上がります。ジミーさんの生活水準も上がります。ジミーさんは、もともと1人でサンマだけ食べていたのですが、今度はバナナも食べられるようになりますから、彼が市場に参入したいのはもちろんです。2人の生活水準が上がるわけです。しかしサンマさんの生活水準は下がります。サンマさんは前よりサンマ1匹当たり少ないバナナしか手に入れられないことになるからです。サンマさんは代議士に献金をし政府に働きかけて、参入制限を作ってもらいましょう。

このように改革がもたらす利害が錯綜するときに、もしバナナさんとジミーさんが、サンマさんに補償を与えて、前と同じ生活水準に戻してあげても、なおかつバナナさんとジミーさんが前よりも良い生活を保つことができるならば、ジミーさんの市場参入は、資源配分を効率化したと言えます。ただし、ジミーさんの参入が資源配分を効率化することは自明なことではありません。でも、実は経済学の分析を用いると、今のジミーさんの市場への参入によって、効率化が達成されることを証明できます。その分析さえすれば、敗者と勝者がいる時には、敗者を元の水準まで戻してやっても、勝者はまだ余りある得を手に入れることができることを示せます。経済分析によって、ある政策が資源配分の効率化をもたらすか否かを事前に判定できるわけです。

### B. 効用可能性曲線

今の「効率化」という概念を、効用可能性曲線を使って確認しておきましょう。効用可能性曲線はAさん

のそれぞれの効用の水準に対して、この経済で最大限達成可能なBさんの効用水準を示す曲線です。さて、経済は独占だとか公害やあるいは情報の非対称性といった市場の失敗によってゆがんでいるのが普通ですから、一定の社会制度、税、あるいは独占の状況などに対応して、こういう効用可能性曲線を書くことが出来ます。



今例えば独占禁止法でもって独占をなくしたとしましょう。それによって効用可能性曲線が図1の曲線①から曲線②にシフトしたとしましょう。その際、AさんとBさんの効用の組み合わせは点Iから点Nに移ったとします。この場合、もとは独占企業の社長だったAさんは貧乏になってしまいます。しかし一度点Nに行ったらあとで、BさんがAさんを補償すれば、Mに移行できます。両方もが前よりも改善した状況になります。それはまさにサンマさんが失った分を補償してやれば、みんなが前よりも良くなるという状況と全く同じです。従って、効率化するという事は、結局独占禁止法の導入によって、新しい状況に対応した効用可能性曲線②が改革前の状況Iの右上を通っていることと同等だということがわかります。

(ここで経済学者の方たちは、効用可能性曲線がある状況になるとクロスすることが昔問題になったということのを思い出されるかもしれません。それが問題になったのは、効用可能性曲線という概念が、国民所得の比較の問題に関して、財のある組み合わせと別の組み合わせでどっちがいいのか、という極めて特殊な問題に応用されていたからです。ところが、独占がなくなるとか、それから税のゆがみがなくなるとかいった

問題の場合には、そういうクロスする可能性が非常に小さいと見ることが出来ます。セカンドベストの問題は残りますが、それがクリアされる状況では、市場の失敗の除去は、効用可能性曲線を一樣に外に出します。その結果、効用可能性曲線はIよりも右上を切ることになるので、そのような政策は効率化すると言えます。)

### Ⅲ. 既得権保護原則、効率化原則、社会厚生原則

バナナ・サンマ・ジミーの参入規制撤廃の例のように、効率化政策は、一般的には、ある人たちに利益をもたらします。一方、ほかの人たちには損失をもたらします。

その際、損失を受けた人に対して「実際に」補償を与ることができれば、みんなが前よりも良くなるわけですから、「パレート改善」を達成できます。補償が実際に行われているのなら、参入に対してあまり文句を言う人はいないでしょう。

問題は、普通は補償が出来ないことです。従って、サンマさんは損をしたまま、バナナさんとジミーさんが非常に得をしたという状況になります。そのような状況でも、損失を受ける人たちを放っておいても、効率化政策を採用することは望ましいのでしょうか。補償ができない場合にどのような政策基準を採用すべきかを考えましょう。

#### A. 既得権保護原則

最初は「既得権保護の原則」です。これは1人でも前よりも生活水準が下がるなら、そういう政策をすべきではない。というものです。いいかえると、すべての人の生活水準を引き上げるような政策のみを実行するという原則です。IからMに行くような政策ならば採用をします。あるいは、IからNに一度行ってもいいけれども、ちゃんと補償がされて、実際にすべての人が良くなるMのような点に移行できる場合のみそういう政策をやる。元の状況における既得権を徹底的に

尊重するという立場です。

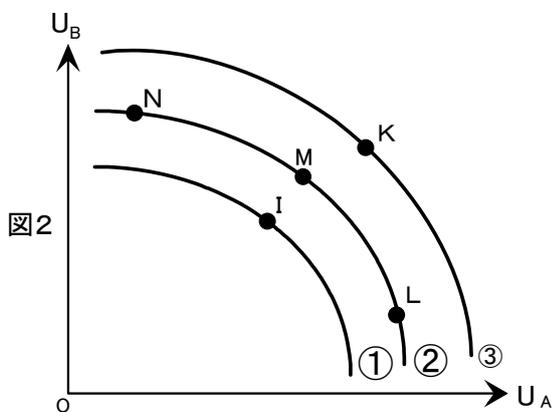
## B. 効率化原則

もう一つは効率化原則です。これはIからNに行っても構わない。とにかく新しい政策の下で、効用可能性曲線が前よりも外に出るなら、どんどんやっという原則です。往々にして、経済学者は効率を重んじて、分配を全く無視すると言われますが、効率化原則はまさにそれを絵に描いたような原則です。

### 長期的視点

そういうふうになると、効率化原則の分が悪いように見えます。しかし長期的視点からは、効率化原則の方で既得権保護原則よりすべての人を幸せにする場合が多くあります。

図2の効率可能性曲線をご覧ください。当初は、Iにあるとします。ある政策を行うと、IからNに行くとしましょう。これは先ほどの既得権保護原則からは拒否される政策です。一方、IからLに行くという別の政策も、既得権保護原則からは拒否されます。



ところが「効率化原則」だと、IからNに行くのは歓迎です。次に、Nに移動した後で、先ほどのようなLに対応する政策を採用ということも当然歓迎です。

「一つ一つは一部の人にとって好ましくない配分をしているかもしれないけれども、そういうことに構わず、効率化する政策（すなわち効用可能性曲線を一樣に外に押し出す政策）を、首尾一貫して行くと、長い目で見てパレートを改善するだろう」という希望的観測も可能です。現在の厚生経済学の創設者の一人であるジ

ョン・ヒックスという学者が、まさにそういうことを言っています。いろんな政策をすると再分配効果は相殺し合うから、最後はみんなが前よりもいいポジションに行くだろうというわけです。ホテリングもそういうことを言っています。例えば当時建設中であったTVAは、その辺の人は得するかもしれないけど、国民全員が得をするものではない。しかし、そういう効率化政策をアメリカ全土で、いろんな形でいろいろやっというければ、全体として得をする。そういうことを書いています。このような想定のことを、マックス・コーデンという貿易学者に従って、ヒクシアンオプティズムと呼びましょう。そういうある種の蓋然性の下には、効率化原則に基いた政策の遂行が結局はパレート改善をもたらすだろうというわけです。

それに対して既得権保護原則を採ると、図2の場合どこにも行けなくなってしまいます。完全な袋小路にはまってここで、点Iで終わってしまう。それよりは、未来がある方向がいいだろうという考え方が効率化原則です。

### 経済成長の是非

考えてみると、既得権保護原則の価値観は、経済成長に反対する価値観と全く同じです。経済成長をすれば、必ず衰退産業がでてきます。人力車は滅び、炭焼きは滅び、そして経済成長は進んでいくわけですね。

「衰退産業が出てくるから、経済成長をよせ」というのも、一つの見識です。この考え方は、1人でも損失を被るなら改革はよさそうという既得権保護原則と同一の価値観に基づいています。しかし、「経済成長をよせ」という立場を採ると、ともかく袋小路にとどまって、ずっとそこで停滞してしまいます。

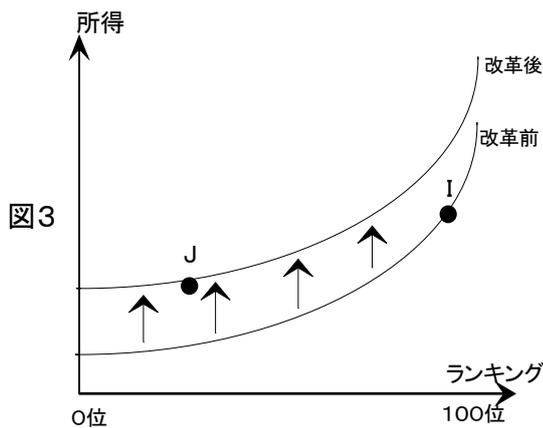
それに対して、経済成長擁護論は、いろいろな衰退産業があるが、長い目で見たら損をする人の損と得をする人の得は相殺するだろうから、経済成長を続けていこうという立場です。

この二つの立場のどちらを採るかというのは、価値観の問題ですから、経済学によって決めることはできません。結局学者が決めることじゃなくて、一般市民が決めることです。

ただし、成長の是非に関しては、ずっと停滞し続けた方がいいという立場を採る人は、必ずいるとは思いますがそう多くはないでしょう。やはり成長した方がいいと考える人のほうが多いと思います。そうであるならば、効率化原則が有権者には支持される可能性が高いだろうと思います。

**広義のパレート改善**

先ほど申し上げたヒックシアン・オブティミズムは、長い目で見たら必ずみんなが有利になることを前提します。しかし我々の人生は短いので、生きているうちにそんなことはあるはずがありません。にもかかわらず、効率化原則の条件を少し修正すると、短期間でも、この原則が役立つようになることを示しましょう。図3は、ある社会における、100人の人の所得水準を低い順番に並べて示しています。



改革前の状況を、この図の下の方の線が示しているとしましょう。改革が行われると、この曲線は上にシフトします。しかし、この場合も、全ての人の生活水準が改善したわけではありません。例えば、改革前に点Iのランキングにいた社長が、改革後に会社がつぶれたため点Jに移ったとしましょう。この人の生活水準が下がった以上、この改革は、パレート改善をもたらしたとはいえません。しかしこの図は、同じランキングでは、どの人も前よりも良くなっていることを示しています。この状況変化を、「広義のパレート改善」といいます。ヒックシアン・オブティミズムを多少緩く解釈すると、恐らくそういうことになると言えるでしょう。効率化政策を首尾一貫してやっていくことによ

って、「広義のパレート改善」が起こる可能性は極めて高いでしょう。

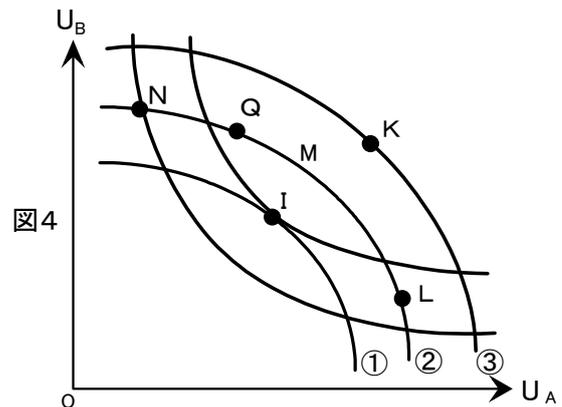
このように見て行くと、効率化政策とは、決して最初に見えるように、血も涙もない議論ではなくて、非常に常識的な、経済成長に関して我々が考えるような政策であることがわかります。それから様々な政策の効果が相殺していくということを前提にして、全体を長期的にセットで眺める政策であると考えられることが出来ると思います。

**C. 社会的厚生原則**

社会厚生関数は、社会の成員の効用の様々な組み合わせを社会全体の観点から見た望ましさの度合いに応じて順序付けるものです。その順序付けでは、既得権は無視されます。その順序付けは分配の平等度に関する価値観を反映したものです。この関数に基づいた政策基準を「社会的厚生基準」と呼びましょう。

**効率と社会的厚生：短期**

この考え方を分析するには、図4のように、生産可能性曲線の上に社会的厚生関数の等量曲線である社会的無差別曲線を重ねることが役立ちます。



AさんとBさんの効用の分布がより高い社会的差別曲線の上であれば、社会的な厚生水準は高いと見なします。

この社会的厚生で政策を評価するとどうなるか。例えばIというイニシャル・ポジションがあって、Nに来るとします。これは効率化の基準から見たら、より高い効用可能性曲線の上に乗るわけですから望ましい

わけですが、社会的厚生水準は下がっています。したがって、図に描かれた社会的厚生関数の観点からは、これは望ましくありません。

社会的厚生の観点からは、効率なんかどうでもいいということになってしまいます。個々の政策の直接的評価では、社会厚生基準と効率化基準は矛盾します。

経済学では、政策の是非の判定基準として、効率化だけでなく社会的厚生関数を多用します。しかし、効率と社会的厚生関数の関係はどうなっているのかという議論が、私の見るところでは、本当はきちんと整理されていないままになっています。

### 効率と正義：長期

ここでは、これら一見矛盾するように見える二つの基準が、長期に見たら矛盾していないことを示したいと思います。

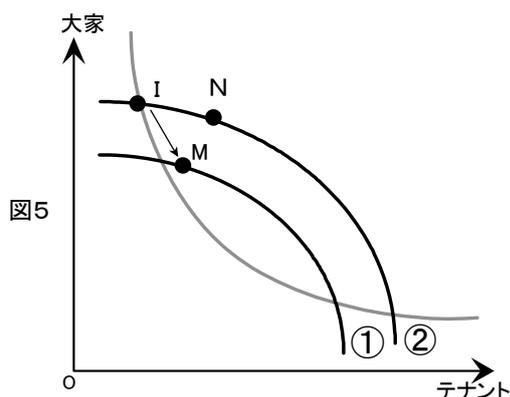


図5のIからNに行くのも、IからLに行くのも社会的厚生を下げます。したがって、社会的厚生基準を直接的に、すなわち短期的に当てはめると、いずれの政策も採用すべきではないということになります。永遠に点Iにいななければならないということになります。

反対に、効率を上げる政策ならどんどん採用していくという基準を採用すると、IからNに行き、それからLに対応する政策をとると、Kに行ってしまう。社会的厚生もどんどん上がっていきます。長い目で見たら、効率化政策を首尾一貫して採用することが、社会的厚生を上げる政策になっています。

これは、先ほどの「効率化政策を積み重ねていくと、やがてはすべての人の既得権が満たされる可能性があ

る」という議論に似ています。しかし、誰かが被る損失が完全には相殺されない場合でも、少なくとも社会的厚生が上がる可能性は大きいので、長期的に社会的厚生が上昇する蓋然性は極めて高いといえるでしょう。（ところで、先程述べた「広義のパレート改善」は、他人の既得権を全く無視した政策基準ですから、社会的厚生の向上の一種です。）

したがって短期には社会厚生を下げる場合があっても、効率化政策を首尾一貫して採用することが、長期的な正義を実現するために最も有効な達成の方法であると言えるでしょう。それに対して、短期的な社会的厚生を改善する改革だけを採用する政策は袋小路に入ってしまった、長期の社会的厚生を上げない可能性があります。

## IV. 現実問題の諸原則への適用

### 一石炭から石油への転換

ここで、現実問題に即して諸原則の違いを示しておきましょう。

日本の戦後の歴史を見ると、目ざましい効率化原則の適用例があります。1960年代の初頭に行われた、石炭から石油への転換政策です。

戦後日本は石炭の復興のために大変な政策的な援助をして、石炭産業を栄えさせました。しかし、50年代から、年を追うごとに、中東からの石油をより安く輸入できるようになりました。

しかし、まともに石油の輸入を自由化したならば、日本の石炭産業は潰れてしまいます。1960年代の初頭はそういう状況にあったため、石油の輸入制限に加えて、石油の使用を抑制する様々な規制がかけられました。例えば、当時の銭湯に対しては、わざわざ石油より値段の高い石炭を使わなければいけない、という規制がかけられていました。

ところが、1960年代の初頭に政府は方向転換をして、石油の輸入自由化に踏み切りました。その結果、石炭生産の拠点だった三池や夕張や常磐は一気に没落

し、石炭産業は壊滅し大量失業者が出ました。この石炭から石油への転換政策は、痛みを伴う改革であったため、政治的には非常に難しい効率化政策でした。

既得権保護原則に立てば、石炭産業を没落させ大量の失業者を生むような石炭から石油への転換政策をやるべきでなかったということになります。社会的厚生原理に立っても、所得分布の不平等化を招きかねない石油への転換策は採用すべきでなかったということになるでしょう。しかし、効率化原則に立てば、石炭から石油への転換政策はやるべきだったということになります。転換策を行ったから高度経済成長が始まった、というわけではありませんが、もしそれをやらなかったら、日本の高度経済成長というのはいり得なかったということも明白です。その決断を日本はしたわけでは

石炭から石油への転換政策が可能にした高度経済成長政策は、長い目で見て三池炭鉱の労働者にとっても（少なくともその子や孫にとっては）よりよい生活が出来るようになった政策だったといえるでしょう。特に、60年代に行われた広範囲の貿易自由化や資本の自由化の一環として、石油への転換政策を眺めれば、このような効率化政策全体から、彼ら自身が正味では恩恵を受けた可能性が高いと言えるでしょう。

## V. 効率化政策の前提

先ほどから効率化政策を採用するか否かは、自明のことではなくて、政治判断をしなければいけないことだと申し上げたのですが、その判断に影響を与える前提が二つあります。

第1は、改革の頻度です。日本のようにさまざまな効率化政策が行われているところでは、1つの効率化政策によってある人が一時こうむった損失が、他の多くの効率化政策がもたらす得によって、いずれは相殺するだろうという見込みがあります。ところが途上国でもって、世銀の援助でダムを造ろうとしている場合、二度と似たような効率化改善政策が行われないという見込みのほうで常識的である場合もあるかも知れませ

ん。その場合は、仮にダム建設が効率を改善するにしても、その時に犠牲になる人の犠牲が大きすぎたら、そういうものはやめるべきだということになる。そのようなケースは、ヒックシアン・オプティミズムを採るなんてばかばかしいわけです。そのダム建設自体が社会的厚生を改善するか否かを判断して採否を決めるべきでしょう。従って、ある程度改革の頻度ということが、政策基準の採用に影響を与えます。

第2は、セーフティネットが充実しているかどうかです。セーフティネットが充実していれば、幾多の改革の結果、ひどい生活になって立ち上がなくなってしまふ人を生み出さずにすみます。競争の舞台から一度落っこちても、また競争の舞台に上がることができる。これがないとなかなか有効な効率化政策は出来ないということになります。

これに関連して「統合原則」という考え方があります。効率化原則とセーフティネットを組み合わせる政策原則です。すなわち、効率化施策を実行する時には、分配への影響を無視して行う。個々の効率化政策の分配効果を相殺するような再分配政策は一切しない。しかし、それとは独立して累進所得税とか相続税と生活保護による再分配を行うという考え方です。それは要するに、図1の点Cのように、影がかけてあるところに落ち込むと、誰かの生活水準が低くなりすぎているから大変だということで、影のかかかっていないところまで戻す再分配政策をするけれども、点Nのように白いところで配分され時には、分配効果に目をくえず、効率化を追求しようというわけですね。これは効率化原則と社会厚生原則を統合したような原則です。

それは、もし好意的に解釈するならこういうことだと思います。要するに、点Lのようなところにいっぺん落ち込んじゃって、非常に貧乏な状況になってしまうと、もう競争の舞台に戻ってこられない状況になるかもしれない。そういう状況になることは避けて、生活保護なり何なりでセーフティネットはちゃんと用意する。けれども、一応みんなが活躍出来る状況ならば、他の効率的改善政策の分配面への影響の処理は、長期的な相殺に任せようという考えだといえるでしょう。

ここで経済学と「効率化原則」の関係について触れ

ておきましょう。まず、「効率化原則」は、最初からどんな社会でも採用すべき基準だと公理的に決まっているわけではありません。一定の価値観、あるいは見込みに基いて採用する原則です。一方、経済学は、特定の価値観に根拠を与えるわけではありません。経済学の役割は、損失を被る人を補償しても得する人はまだ得の余地があるかどうかということ、分析によって明らかにすることです。効率化原則の価値観を持つ人にとってこの分析結果は有用です。しかしその原則を採用するか否かは、選挙なりで投票する国民が判断することになります。

## VI. 法律家にとっての正義

いよいよ法律学者の「正義」を検討する準備ができました。「正義」と言われているものの中身はいくつかに分類できます。一つずつ論じましょう。

### ①分配上の正義

既得権のあるなしを問わず、社会の弱い者に味方をしようという観点からの正義が主張されることがあります。この正義は先程分析した社会的厚生関数で表現できます。しかし、この正義は価値観ですから、どこから持ってこないといけないんですね。ところが法制審議会の今までのやり方を見ていると、その正義の根拠はすべてアンケートなんです。アンケートも科学的なものじゃなくて、関係する団体にアンケートを配る。そしてそれが多数がいいと言え、それが社会的に望ましいというわけです。いわばステークホルダーの多数決で決めようというわけです。

しかし、ステークホルダーの中でも最も重要な人たちがアンケートの対象にならないことがよくあります。借家法の例で言えば、正当事由条項のために30代、40代のサラリー層の借家人があまりいないわけです。そういう人たちは潜在的な借家人なんだけど、潜在的借家人組合なんてどこにもないわけです。そこに意見を聞かないで、60代、70代の今の借家人に意見を聞くわけですね。

それから、都心にマンションを建てようとする、付近の人が文句を言うから、その人たちの意見を聞く。しかし例えば300戸入れるマンションならば、1,000人近くの1時間半通勤している人たちが入ってくる。それに対して都心の地元に住んでいて、昔の生活パターンを守りたいと言っている少数の金持ちの地主たちの意見だけ聞くわけです。1時間半通っている潜在的な住民たちの意見を聞かない。

価値観を使うって判断するのはいいんだけど、アンケートや法律家の多数決意見というのはあまりに、局所的直接的にすぎるんじゃないか。しかも上で述べたように、それすら不十分にしか行われていないのではないか。

長期的な観点から見たら、法律学者が考えている分配上の正義の実現にも効率化原則が長期的社会厚生を最も高める可能性が高いという意味で、効率を重んずるということが、役に立つのではないかと思います。

### ②事前と事後の正義

法律学は事後の正義に関心があり、経済学は事前の正義に関心があると言われます。

事後の正義というのは短期的な社会的厚生を重視し、長期的なインパクトを考えない政策基準だと言えるでしょう。例えば、借地借家法の正当事由条項です。戦争中に家賃統制令が施行されたので、大家が家賃収入に期待が持てなくなったため、新規に貸して礼金を取ることによって儲けようとするようになりました。このため、既に家を借りている人に対して、契約の更新を拒否するようになりました。それではかわいそうだからというので、大家側に正当事由がないかぎり借家人は借りつづけることができるという法律改正がされました。この法律を作った方としては、図5の点Iから点Nに移動し、大家の犠牲の下にテナントを優位にする改革を意図したと見ていいでしょう。これは言ってみれば、借りるという行動を既に行っている人たちに有利にするためにこういう事後の改善を図ったと言えます。

ところが実際は、それをやったために、新しい借家の貸し手が少なくなってしまいました。明らかにゆが

みが起きて、効用可能性曲線自体が下に引っ込んでしまったわけです。I から N に行く代わりに、I から M に行くことになった。この結果、社会的な厚生が、図に描かれたように改善するのか、あるいは下がるのかは、その時々事情によります。いずれにしても、こういう政策を他でもやっていくと、効用可能性曲線が縮小して行って、長い目で見て高い効用をもたらす可能性がなくなってしまう。従ってある政策が、既に行動決定をしてしまった人達にだけでなくこれから行動しようとする人達への影響を事前に予測しておくことは極めて重要です。それを総合的に行うのが効率化の判定だと言えるでしょう。

### ③パターナリズム

法律的な考え方のもう一つの特色はパターナリズムです。これは、法律家が弱者であると認定した人々に特別の権利を与えるものです。例えば継続契約の法理というのがあります。借家法の正当事由条項を正当化する論理です。契約では借り手が弱いから、借り手を守ってやらなければいけないというわけです。この政策は戦後のファミリー向け借家市場に壊滅的な影響を与えてしまいました。

ところが、法律家自身が一方では、見事にそういうパターナリズムの否定もしているわけです。例えば貸金に対してはどんなに苦しい人がいても、期限までの返却を厳密に強制しないとイケないし、返せないなら住んでいる住宅から立ち退かせる、さらには貧乏でも刑務所に入れるという考えです。これは返却の強制によって苦しむ人も出るかもしれないが、いろいろ相殺して長い目で見たら良くなるという見通しに基づいているのでしょう。まさに効率化原則そのものです。首尾一貫した立場をとるなら、正当事由も、継続契約の法理等という自己矛盾した考え方を導入せずに地家賃統制令の撤廃とともに、廃止すべきだったといえるでしょう。

### ④既得権重視

私が今まで関与してきた政策問題で、法律を学んだ人たちが主張されてきた議論の特色として、一番強く

感じるのは、既得権重視です。権利は重視しなければいけないということを、法律の方は言われる。これこそが正義であると言われているようです。

例えば、マンションの建て替えを 30 年たたなければ、5 分の 4 で建て替えることは駄目だと法律家の多くが主張しました。全員が賛成しなければ建て替えは駄目だという主張を法制審議会なんかでしてきたわけです。そのマンションがずっと持続すると考えて住んでいた人たちの既得権を守りたいというわけなんです。反対者に対して金銭的補償をすれば、多くの人が望む建て替えを進めれば大多数の人がより満足するはずですが、全員賛成を求める法律家は、短期的な正義（既得権）に着目して長期的な正義（様々な効率化政策の分配効果が打ち消しあってパレート改善されること）に興味を示しません。

ただし、法律の中でも、営業の自由の保証は昔から主張されています。営業の自由が保証されたらば、店 A の隣に大きな店 B が出来てしまって、店 A はつぶれてしまうかもしれないが、しょうがない。そういう原則を設けることで、世の中は進んでいくんだという立場ですね。この見事なもので、法律の中でも既得権の保護が、すべてであると考えられているわけではありません。「営業の自由」という考え方は、「人々は効率化原則が政策としてとして貫徹する社会で生きる権利を持っており、その既得権を重んずる」という意味での既得権重視なのかもしれません。

## VIII. 結び

これまで見てきたように経済学の政策基準は、効率化原則で一本化されているわけではなく社会厚生原則も併用してきました。これら一見矛盾する原則も、長期的な観点に立つと、「効率化原則が長期的社会厚生最大化に有効な手段である」という関係が明確になります。これは逆に言うと長期的な社会的厚生を追求する場合には二つの原則は矛盾しないということです。

一方、長期的社会厚生に関心を持つべきか短期的な

社会的厚生を重んずるべきかは人々の価値観あるいは投票者の考え方で決めるべき問題です。

さて、法律家の「正義」は、社会的厚生や既得権尊重（すなわちパレート改善）の概念と密接に結びついています。従って長期的な「正義」と短期的な「正義」は必ずしも首尾一貫しないという面があります。短期的な「正義」を重んずる政策決定が、無期的には多くの人々を不幸にしてしまうという結果を招くことがあるからです。一方、法律学の中にも営業の自由や貸し金に関する契約の尊重などのように、短期には弱者を犠牲にする場合があっても長期的には大多数の人の生活水準を引き上げることを意図した概念があります。

こういう見方をすると、実は法律と経済の考え方というのは、決して接点がないわけではありません。法律の方が考えておられる社会正義の貫徹も、最終的には、人々のよりよい生活水準の長期的な実現を求めている。状況によっては、そのために効率化原則を採用することが役に立つこともある。そうでない場合もある。そういう形で、社会正義のために効率化基準の役割を位置付けるということが、できるのではないかと思います。

## □プレナリー・セッション 『法学と経済学の対話』

## 『法学と経済学の対話』

場所：北海道大学学術交流会館

チェア：宇佐美 誠（東京工業大学）

## 『企業不祥事防止策としての行政モニタリングと市場の競争状況』

浜田 宏一（エール大学教授・法と経済学会元会長）／白石 賢（内閣府）

コメンテータ：太田 勝造（東京大学）

宇佐美 それでは定刻になりましたので、プレナリー・セッションを始めさせていただきますと思います。私は東京工業大学の宇佐美と申します。よろしく願いいたします。プレナリー・セッションを一般公募セッションと別建てで設けるといのは、今年度が初めての試みでございますので、その趣旨を少しご説明したいと思います。

法と経済学というインターディシプリナリーな分野で研究・教育などに携わっていらっしゃる皆様は、法学的な思考と経済学的な思考というのは、いろいろな点でやっぱり違うのだと日ごろお感じになっていることと思います。また、学会の外では残念ながら、法学者の間に、経済学の基本的な発想にほとんど触れたことがない、あるいはかなり違和感があるという人がまだまだ少なくありません。こういう状況の下で、では法解釈のいわば現場の一つである司法の中では経済学的な思考というものはどのように働いているのか、あるいはそもそも働いているのだろうか。そういう問題関心が生じてくるかと思えます。ところで、法学の世界では通常、法解釈論と立法論を対比しますが、これを三種の法作用と大掴みに対応させますと、法解釈論はおもに司法で語られるのに対して、立法論は典型的には立法で、また行政でも語られていると言えるかと思えます。では、その立法や行政の場面では経済学的な思考というものがどういう機能や意義を持っているかというような関心も出てくるかと思えます。これらの問題関心から、「法学と経済学の対話」というテーマでプレナリー・セッションを設けることにしたという次第でございます。

このセッションでは、本学会の中心のお立場でご活躍いただいております経済学の先生方にご報告をしていただき、続いて経済学にも精通しておられる法学者の先生方にご討論をお願いして、両者のパースペクティブを交差させることによって、法学と経済学の対話を進めることをねらいとしております。

スピーカーでございますが、まず初めにエール大学教授で、本学会の元会長でもいらっしゃる浜田宏一先生にご報告いただくとともに、内閣府の白石賢先生からもお話をいただきます。それを受けての討論者は、東京大学教授の太田勝造先生をお願いをいたします。次に、国際基督教大学客員教授で、本学会副会長に就任されました八代尚宏先生からお話をいただきまして、それに対する討論者は慶応大学教授の山川隆一先生でございます。

進め方でございますが、浜田先生と白石先生にお二人合わせて40分をめぐりご報告いただきまして、その後10分ほど太田先生にコメントをしていただくという予定です。そしてご報告者の先生方からリプライを頂戴したいと思います。その後フロアにオープンにいたしますので、ご質問やコメントをご自由にお寄せいただくという形で進めたいと思えます。その後は八代先生に30分ほどご報告いただきまして、山川先生に同じく10分ほどお話ししていただきます。その後リプライと会場からのご質問という形で進めたいと思えます。

それでは早速、浜田先生、白石先生、よろしく願いいたします。

浜田 エール大学の浜田です。夏は中央大学の総合政策学部にて勤めておりますので、中央大学の浜田でもございます。このたびは、思いがけなく名誉会員に推挙していただきまして、大変恐縮しております。

1分だけ使って、八田先生の会長講演にコメントしたいのですが。私は今、移転所得がどういう時に可能かという研究を、つまり会長のおっしゃっているところの裏側みたいなことをやっておりましたのでひとことだけ触れます。

アウトソーシングの問題等と言われることは、中国が経済成長する時も、アメリカや日本の経済厚生がマイナスになることがあることです。これはちゃんとそういうケースがありうることを示すことが出来ます。だから、貿易自由化をするなどというのがコンセンサティブな意見ですが、八田先生のように考えるといろんなところで技術進歩が起こるんだから、一時的には不利になるケースが起こっても、やっぱり自由にしたほうが世界のシステムの方が長期的にはよいということになります。

ただ、サンダー教授という会計学者としている共同研究によれば、情報の不完備性があるところでは、移転所得をすることに相当のコストがかかるということです。例えばパレートはパレート最適の議論をして、余った余剰を移転所得をしてみんなで分ければいいじゃないかと、移転所得の必要性を説いたわけですが、カルドア、ヒックスなどの新厚生経済学者は驚いたことに、移転所得ができないでも、つまり仮想的なパレート最適も意味があると説いています。八田先生の話でみなが潤わなくても、とにかく社会全体が有利なところに行けばいいんだという立場を採っています。はじめ新厚生経済学者に対して、僕は多少けしからんかなと思っていたのですが、今会長講演を聴いていて、そういう見方もあるのかという感じがいたしました。

所得を移そうとすると、情報の非対称なところではデッドウェイトロスがあるということが出てくるということ、一応報告させていただきます。なぜエコノミストが貿易自由化をといて、政治家や政治学者はなかなか移転所得ができないのだからと賛成してくれない。だから、今日のお話で感じたのは、政治過程とし

て大きなロスなしに移転所得をどういうふうに作っていくのかが重要な課題となると思います。

本論に入ります。どうして多くの法学者が経済理論に冷淡なのだろうかというのが本日の主題です。最近『バカの壁』っていう話がありまして、我々は法律の細かい議論をどうしても理解できないことがわけですし、また法学者から経済学を理解するときにも逆のことがある。そういう壁を低くするためにこのような学会の存在意義がある。そのためにはただ他領域のものを読むだけでは駄目で、お互いに話さなければいけない。

法学者の方は経済学なんて勉強しなくても、今まで大先生の言われた学説を少しずつ変化させて、「これが正しい解釈である」と、自分が正義の内容を提唱するところにあるわけですから、経済学のような外からの論理に少しでも自らの領域を侵されたくないというインセンティブが強く働きます。経済学者の方の問題は、法現象の解析によって経済モデルが豊かになり、時には新しくなり、経済学の内容が深まります。この点は、非常に重要なことで、この方向に対してはこの学会は想像以上にうまくいっていると思います。

しかし、法と経済のモデルを作るだけでは法学会に対するフィードバックが十分ではありません。経済学者は、逆に実務家に対して、政策や解釈のあり方について、チャレンジできなければいけない。「こんな判例を書いていいんですか？」ということが、経済学者の方から問いかける方向にいかなければいけない状態だと思います。モデルの得意な方はモデルをやっていたきたいですけれども、ほかの方は法の政策、司法決定に法律家が考えるのと似たようなレベルまで行って、議論していくことが必要だと思います。

ここは法と経済学といった場合に、政策論という形で法のデザインを考えるという立法に重点を置く立場と、判例がたえず生ける法を作っているわけですから、判例を経済学で解釈して、法の論理がどう具体的な資源配分や所得配分を律しているかを調べる必要がある。白石賢さんは、どちらかというところ初めの方のアプローチ、法政策学的アプローチとっていいかもしれません———でお話します。企業不祥事をどうした

ら防止出来るかとか。私は五つか六つの領域を取り上げてまして、時間のある限りで、大体判例の傾向を見ると、労働法を除くと、日本の裁判官は、経済学概念や複雑な理論は知らないかもしれないが、直観的には経済的観点からも割にいい線の判断をしていることが多いのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

ラムザイア教授には、時にあまりにも主張が極端で、プロヴォカティブ過ぎると思うこともあります、多くのことで教えられます。たとえば、裁判官も実務家も、みんな効率に基づいて行動しているのだから、結局法的ディシジョンなり、立法なりが、合理的な方に行く傾向があるといわれます。それから中里教授との英文の共著では、成文法主義の下にある日本の判例も、アメリカ風の判例法的な分析で大体理解出来ると言っておられます。今日のお話もその流れなんです、彼らの取り扱った判例より新しい判例、しかも社会的にも問題になった問題にかかわる判例において、経済の論理と法律の論理がどう錯綜するのかをお話したいと思います。

不当行為の問題は、私が70年代の後半に法の経済分析を日本で試みたときに、カラブレージ教授等の影響で、いろんなことを考えたわけです。例えば環境権とは、世代間の対立という観点から、ある時には差し止めを含めて認められるのではないかと。しかし差し止めのコストは大きいので、多くの場合は損害賠償で処理したほうがよい。

たとえば環境問題に関する世代間の対話を考えますが、私はコースの理論を自然に拡張すれば、NGOは将来の世代の代理人として行動すると考えてもいいのではないかと思います。共著者だった常木教授の賛成を取るのが難しかった。また座長の宇佐美教授は、いやそれは難しいんだと。大体自分がどういう行動をとりどう環境を保全するかによって、次に生まれてくる世代、交渉主体は違ってくる。だから、その代理をするとかえるのは難しいといわれます。そこで私は、苦し紛れにジョン・ロールスのようなことを考えて、いつ生まれるか分からない、未知のベールの下で、世代間の公正を取り扱えるのではないかと考えました。ど

こかに生まれるとしたら、どれだけきれいな水が自分にはいいのか、といった公正の議論もできるかもしれません。

ただ、我々は後世の世代の責務を一方的に負うということだけでいいのか。やはり仮想かもしれないが、将来の世代に対して対話を持つというのが自然なのではないかと思うんですが、それは後で宇佐美教授に伺います。

それからもっと難しい問題は、将来がどうなるかほとんど分らない点である。普通は先験確率が観測によって修正されるとベイズ的に考えますが、先験確率が複数ある時に、つまり実存的な状態でどう行動したらいいのか問題となります。

この会が出来ました頃、東京の大気汚染訴訟判決がありまして、ここではわりと裁判官が経済学者の喜ぶようなことを言っています。結局ぜんそく等について、面的汚染はないという判断があるわけですが、それについて国・東京都・高速道路公団等は有責であるけれども、自動車製造業者はそうではないと。というのは、自動車会社は確かにコストを下げて車を作り、また汚染の少ない車を作る責務はあるけれども、どれぐらいの密度で交通が混雑し、喘息が生じるかについては、そこまでは責任を負えない。この論理はまさに cheapest cost avoider, 最安価費用回避者、一番安価に汚染を防げる主体が責任を負えという論理ですが、自動車会社はそれではないのだという判旨です。

それからここではラーネッド。ハンドの公式にほとんど等しいようなことを裁判官は言っています。日本では太田勝造先生がいち早くベイズ的な推計の問題と裁判官の心証の形成過程の研究をされていますが、蓋然的因果関係の問題もだんだん裁判に定着しつつあると思います。

八代先生の後だと思い、構造改革特区の話が出ると思い、少し準備しました。法の下での平等という判断は、優れて経済学的というわけではないのですが、どうした場合にどういう意味で平等にしたらいいかは、経済的にも法学的にも、あるいは人権という観点からも考えなくてはならない。いろんなところでゾーニングというのがありうるわけですね。ここではどういう建物

を建ててはいけないとか、そういう商売をしてもいいとか。したがって、法の下での平等には完全には守れない。しかし、ある程度は出来る。一つ驚いた判決は原発の近くに住んでいる人の安全のコストですが、そんなところに住んでいるんだから我慢せよという判決があったのには驚きました。もちろんそうなるには、家賃が安くて人が集まってくるとか、いろんなことがあるので、そういうことが言えるのかもしれませんが、これはちょっと法の下での平等を踏みにじる判決と思います。

それから特許権の国際的消尽が認められるのかも、BBSと言われるものですが、車の輪っかですけども、あれの並行輸入。代理店でない者の輸入をいったん地裁は止めたのですが、高裁はそれを認めて、国際的消尽ですね。これは特許権には、外で使ってしまったら、それは二度と使えないという。それにしかし、最高裁の方は玉虫色にして、特に特許権がエグゾーストしないと書いてない限り、輸入の自由の最大限の尊重をすべきだと言う判決を出しています。これも経済的に見て裁判官はいい線をいっているように見えます。非常に大雑把ではあるが、問題に即した経済原則を使っているということです。

今面白いのは、乗っ取り方なんです。宍戸・常木両教授の『法と経済学』には、コースの定理の一変形として、債務不履行に関する経済原則があります。Aという人が100万円のコストがあるものを、Bという人に120万円で売る約束をした。その人はBは130万円ぐらいの価値と考えた。そうしたらCが現れて150万円でAから買いたいと言ったので、AはBとの契約を破棄してしまった。150万円で使った方が社会的な価値が上がるので、120万円じゃなくて、130万円でBの損害を補償してやれば、債務不履行を認めるというか、差し止めは許さないで、損害賠償で解決するほうが効率的だという話です。法的安定性の観点からは、本当にそれでいいのかわかりませんが、十分に取上げられた人も補てんされても、まだCに利益が残るといのが全体としてのパイの最大化ということですね。

A、B、Cは違っているかもしれませんが、銀行に当

てはめますと、AはUFJで、Bの住友信託銀行と契約を結びましようと言った。今度は東京三菱銀行Cとの話がうまくいったので、AがBに対する契約を破棄してしまった。東京地裁は仮処分承認というので、AがCと契約を結ぶ方を拒否したわけですが、これは高裁では解決して、最高裁もそれを認めたということがあります。このあたりの話には、ガバナンスの問題等ありますから、そんなに簡単にはいけないのですが、一応経済論理には合っている。

もっとみんながエキサイトしているのはライブドアの話なんです。あれは僕が読んでみる限り、裁判所の判断しているのは、マネジメント、モニタリング、それからガバナンスのことが根本的な問題ではあるけれども、表面に出てくるのは新株発行がどう株主の利害を傷つけるかという問題です。名簿に載っていないけど、株主である人を除いて発行権の割り当てを行ってしまった。僕は「著しく公正を欠き」、一部の人に「特に有利」というのが商法280条、280条の2とかに違反するのは当然だと思います。ガバナンスの問題に入る前に、ちなみにオプションの方式を使って引受権の価格を決めたことは興味あります。

最後に解雇権濫用の法理というのがあって、民法627条ですか。普通は2週間の予告があれば労働者を解雇出来ることになっている。それを労働市場をがんじがらめにするために、高知放送事件。放送する時に寝込んで移動をさぼった、仕事をしなかった人を、社会的通念として権利の濫用で解雇してはいけないということ判決がある。この法理を労働基準法の18条の2という改正で成分法化してしまったわけです。ですから、そもそも法律に何もないうところに判例法が非常に硬直的な雇用関係を作ってしまった、それをとてつとて法律でまた固定してしまっ。その前に何か審議の過程では、使用者はその法律または他の法律で解雇することが出来るっていうのがあったらしいのですが、国会の審議の時にそれが消されてしまいますます硬直的な法制となった。

しかし、現実には起きていることは、経済学者にも責任はあるのですが、解雇権を制限するのはいいことだという主張があります。非対称情報理論では、固定

的な雇用関係がよいこともあるということを議論することは出来るわけですが、固定的な雇用関係が効率的ならば、雇用者がそれを選べばいいわけで、法律で雇用関係を過保護する必要はない。論理は間違いないけれども、それがオーバーに適用されると非常に困るということです。これは裁判所がよく経済原則を理解していないケースだと思います。

もっとも最近では、何か東京地裁を中心として、裁判官の方がどんどんフレキシブルになってきて、解雇権を認めるような判決が増えていっている。僕はこの辺は判例法の世界は分かりませんが、成文法で判決と成文法の間になんかねじれがあるのは非常に不思議です。

こう考えると、最後のケースを除き、法律学者が、経済論理に耳を貸さないのに対して、裁判官は経済学の基本的考えは会得しているといつてよいと思います。

**白石** 内閣府の白石でございます。八田先生の方から法律中心で行政をやっているのは問題だということで、ご批判を行われたので、少しばかり経済を勉強している行政官として、ちょっとは行政もまともなことをやっているとお話をさせていただきたいと思いません。

浜田先生は、法解釈学の経済理論に対する無関心さ、それから逆に経済学が、判例など実務に即した考察に不足をしているということ、それに比べると、直接の利害関係者、当事者に目を向けざるを得ない裁判官というのは、法と経済学を比較的理解をしているという仮説をご提示されたわけです。私はこれに関連して、判例法とは異なるわけですが、予算制約上コストということはどうしても意識せざるを得ない我々のような行政官の立法の実務や負担の分担を扱う民事の不法行為の裁判当事者というようなところでは、法と経済学的な発想がかなりされているのではないかとということ、それに対して、どうしても責任という、経済学では見られない抽象的な概念を扱う刑事事件を中心とする解釈学では、例えば、民事不法行為と同じような過失を扱ったとしても、法と経済学ではなかなか踏み込みが出来ないのではないかとというようなことを、企業

の不祥事に関する制裁システムという例を取り上げてお話をしてみたいと思います。

企業の不祥事の防止のためには、大きく分けると、企業内での対応、例えば取締役会とか監査役などの機関のチェックとか、コンプライアンスシステムを作るとか、そういうものと、一方で、企業の外部からの対応、例えば株主によるガバナンスのチェックとか、それから監督官庁によるモニタリングとか、市場によるモニタリングというようなものがあります。このうち、どれが望ましいかということを考えますと、経済学では不祥事の社会的費用の大きさと、それにエンフォースメントの費用を含んだモニタリングのコストの大きさを比較考量するというようなことで決定されると思います。

それで、企業の不祥事を政府がどういう時に行政的・刑事的に取り締まるということを考えますと、企業の不祥事が負の外部性を持つ時だと思います。企業の不祥事が単に被害者との間で関係が済むということであれば、それは民事的な損害賠償で済むということになって、政府がことさら介入をしなくてもいいということになります。企業の不祥事が、単なる被害者との関係を超えて、一般消費者との関係で別の被害を生み出す、大きな被害を生み出す可能性がある場合には、政府が出ていくということになるのではないかと思います。

政府がじゃあどのぐらい介入をすればいいのか。全面的に政府がモニタリングをしたり、エンフォースをする必要があるかということ、当然それはマーケットとか民間自身の監督とか、そういう活動とも役割分担ということが考えられないといけないと思います。そのように考えますと、政府の取り締まりにかかわるコストとか、規制を必要とする商品とかサービスの特性とか、市場の状態というものにも依存するものと考えられます。またエンフォースについても、伝統的な法と経済学ということを考えますと、制裁に関しては罰金というような経済的負担というものが重視されるわけですが、現在の企業社会で見ますと雪印とか三菱自動車の例がありますが、レピュテーションというものも当然重視されなければいけないということにな

ります。

それで、制裁費用とレピュテーションというような制裁の効果というような観点から、市場の状況を、独占的な市場、寡占的な市場、競争的な市場と売り手の数によって区別をして、実際の企業の不祥事に対する制裁システムというのを整理してみたいと思います。

ここで独占的とか、競争的というふうに言っているのは、あまり経済的な厳密性を問わないのですが、市場に参加している企業の数とかで見ていきたいと思えます。競争的市場だと企業の数が多いということになります。それ故、取り締まりのためのコストというのが大きくなります。また、競争企業が多いために、評判を得ている企業とういのはあまり多くはない。更にある企業が評判を失っても、例えば、名前を変えて再度市場に参入する可能性もある。企業にとって評判を保持するインセンティブは少ないことになります。そういうことになると、レピュテーションによる制裁規模というのは小さいことになります。だから競争的市場では制裁の監視費用というのは大きいけれども、情報による制裁効果というのは一番小さくなる。

寡占市場はその真ん中ぐらいになるだろうということになります。独占的市場は、例えば市場に1社しかないというようなことになったとすると、取り締まりの費用というのは1社しかないわけですから、比較的安いものと考えられます。一方評判については、その企業しかないわけですから、認知度が高いわけで、当然悪いことをしたら、あの会社が悪いということがすぐ分かるわけです。逆に、その財を供給しているところから、消費者は逃げ出すことは出来ない。その会社から買わざるを得ないという状態が続くということになると、制裁の効果は小さくなる。独占的市場では監視費用は小さいけど、実はレピュテーションの制裁効果も小さいのではないかと考えられます。

こういう前提の下で、じゃあ実際に行政による取り締まりとか監視がどのようなものになっているかというのを少し見てみたいと思います。最近話題になった食品の虚偽表示。更に金融機関の検査、それから自動車の型式認証、それから発電所の検査で見てみたいと思います。

まず一つ目が食品の虚偽表示。これは農林水産省がJAS法でやっているものですが、これは一般調査というのがありまして、1年間で3万店舗全部調査をします。レシートみたいなものを全部調査をします。仕入れ伝票その他をすべてをチェックするというので、かなりコストがかかっているものと思われます。その調査は行政が基本的に全部ということで、かなりコストをかけてやっていると思います。

2番目の金融庁がやっている金融検査については、基本的には自己責任の検査です。銀行自身の検査が基本であるという位置付けになっています。ただその補完として金融庁が検査をするというシステムになっています。それは、毎年、金融機関で400ぐらい、貸金業者が850ぐらい検査をしていることになっています。だから農水省よりは若干コストが安めだろうと。かつ行政と銀行自身でコストをシェアすることになります。

次に国土交通省による自動車の検査です。自動車というのは保安基準に適合しないものは運用してはいけないということになっているわけですが、一台一台検査が出来ないので、メーカーが作る時に型式ということで、新しい車を作るとその型を検査するというシステムが取られています。その検査自身は、書類と実車による試験というのをやって、2か月ぐらいかけてやるわけですが、その試験自身は環境試験とか追突試験とかいうことでやるわけですが、三菱ふそうとかで問題になったハブの耐久試験というものは、実際には一時のチェックでは出来ない。耐久ですから、当然10年間走ったということでやらないと出来ないの、国は型式認証の段階ではチェックが出来ない。どうするかというと、結局はメーカーが作った検査の書類をチェックすることになります。そうすると、なかなかこれは難しいことになっているわけです。

最後に発電所の検査ですけれども、これは原子力発電と電力発電に分かれています。原子力発電は国自身が年に1回チェックをするわけですが、火力発電の方は基本は電力会社自身がチェックすることになっています。原子力は安全性に対するチェックが高く維持されなければいけないということもあって、国がやる

のです。また、原子力発電所の数が少ないということもあって出来るわけです。しかし、火力・水力の方はなかなか数が多いということもあるし、安全性に対するチェック度も低いということもあって、電力会社自身に任せているというようなシステムになっています。

このような実際の監視体制というものを評価していくとどうなるかということ、例えば農林水産省の食品について、制裁・監視費用は相当高いということで、かつ制裁効果というものは3万の店舗があるわけですから、行政の介入する必要性というのはいらないといえる。そのために表にバツが付いているわけですが、ただ食品の安全性というものがあるので、これはやるべきか、やらないべきかという判断はあるかもしれません。

金融庁については、先ほどで言うと寡占的な市場みたいになるだろうと。行政的な介入は多少してもいいかもしれない。そして、そのコストについては一応今の制度だと、金融庁と金融機関自身が半々で持つという形になっている。それ故、今の制度に合理性があるのかという形になるかと思えます。

電力会社の場合は、原子力とその他火力とかに分かれています。原子力は今の発電所の数で五十幾つぐらいしかありません。かつ安全性の問題があるので、国がチェックすることについては、それなりの合理性があるという感じがします。一方その他の火力とかは数が多いということもあって、電力会社自身に任せることになっている。こういうようなコストを意識した制度で、非常に合理性があるのではないかと思います。

最後に自動車ですけど、自動車自身を個別にチェックすることはなかなか難しいということになるのですが、ではメーカー自身をチェックすればいいじゃないかと。自工会に入っているのは14社しかないわけですから、それぐらいだったら自動車会社がちゃんとチェックしているかを行政がチェックするコストは意外と低いのではないかと考えられるわけですが、それすらチェックをしていない。ということになると、行政はその安いコストさえもかけていない。かつ自動車というのは安全性が比較的高く求められるのに対し

て、そんな安いコストでいいんだろうかということになる。ここはまさに国が安全性に関して怠慢をしているのではないかと考えられるわけです。

このような例を挙げたわけですが、コストを意識する行政の方では、意外と法と経済学的な発想がされているものもあるのではないかと。例えば電力とか金融庁のところ。そういうものでは、割とそういう発想がされているという気がします。

最後にですけれども、自動車検査についてですが、三菱自動車について、これは刑事事件と民事事件があり、両方裁判が進んでいるわけですが、これで国が被告人になっているケースというのが、型式認証ではないのですが、車検という検査であります。これは民事事件ですが、この際、原告は安全性に欠けるトレーラーを車検で通過させた国の責任というものを追求したわけですが、これに対して国は、車検というのは別に国が定める安全基準に適合しているかを確認するだけで、別に安全性を保証するものではない、ちゃんと安全性をチェックする責任は使用者にあるというようなことで反論しているわけです。

ここで例えば車検ではなくて、型式認証の不備、例えば安全性を確保するのに十分な費用をかけていない、車検制度というものを問題とすることが出来たとしても、それはやはり民事事件にしかならないというような気がします。刑事の業務上過失致死傷の結果回避義務は民事不法行為のそれと基本的に同じですが、民事の機能というのは、生じた損害の負担を誰に負わせるべきなのかという負担をベースにした解釈になるわけです。しかし、刑事では犯罪に対するふさわしい刑罰を科すことが目的で、責任という考えはあっても負担という考えがないわけです。そして刑罰の重さは、責任とか非難の程度に応じて決まるということにされているわけですが、責任というのはどうしても抽象的なものにならざるを得ないこととなります。

そうすると、刑事法学を中心としているような解釈法学の世界では、なかなか法と経済学に対しては限界があるのではなかろうかということが考えられます。この点で、浜田先生の考え方とある程度一致するところがあるのではないかと思います。

**宇佐美** ありがとうございます。浜田先生のご報告では、裁判実務に携わる裁判官はじつは法と経済学的な思考を取り入れた判断をしているという仮説の下で、環境、特許、企業買収、解雇などについてお話いただきました。白石先生からは、今度は裁判から行政に目を移しまして、企業不祥事に対する行政モニタリングにおいて経済学的知見に基づいた実務が行われているのではないかというご議論がございました。

それでは早速、太田先生からコメントをいただきたいと思います。

**太田** 東京大学の太田でございます。宇佐美先生からのご依頼で、浜田先生へのコメントということでお引き受けしたのですが、そのときは朝青龍相手に相撲を取る前頭2枚目ぐらいの気分だったのです。ところがいつの間にか報告者がお二方になられていて、朝青龍を2人相手にするような状況に陥った感じです。

たまたまですが、浜田先生が先ほど紹介された2002年10月29日の判決につきましては、私も興味がありまして、実は去年おとしと講義で使っておりました。これは23区内を走る車による二酸化窒素・浮遊粒子による健康被害に対して、被害者側が道路管理者である国・都・自動車メーカー7社を訴えた訴訟で、損害賠償ならびに差し止めを求めたという事件です。

判決理由では、浜田先生がおっしゃったように、いわゆる最安価費用回避者の理論を考慮したと解釈出来る、ないしはすべきである議論をしています。

自動車メーカーは自動車購入者の自動車利用の中身については管理できないので、結果回避のために取ることのできる措置を期待できない。要するに二酸化窒素や浮遊粒子による公害についての予見が困難であるとしています。裁判官は伝統的な予見可能性という言葉を使っているのですが、その考慮要素と論理に鑑みれば、法と経済学におけるコストを考慮して損害回避の費用が高い、すなわち自動車メーカーは最安価費用回避者ではないと判断したことになると思います。その結果として、自動車のメーカーについては、差し止めだけでなく賠償も棄却したわけです。

最安価費用回避者という形で、合理性を基準とした法と経済学的分析を多分裏で裁判官はしていたのではないかと思うことには、状況証拠があります。これも先ほど浜田先生がおっしゃっていたことですが、次のようなことを述べているのです。

第一に、結果回避義務に違反したと主張されている被告自動車メーカーの行為により、結果が発生する蓋然性、すなわち確率の程度、第二に、当該行為により侵害される利益の性質・内容、すなわち被侵害利益の重大性の程度、第三に当該結果回避義務を自動車メーカーに課すことで、自動車メーカーや社会が被る不利益の内容と程度、すなわち回避費用、これら3つを比較考量し、総合的に考慮すべきだと判断しています。この最後のあたりがハンド・ルールと若干違うところで、伝統的な法解釈学の言葉である利益衡量、比較衡量、そして、総合的判断というのですが、これらは経済学的に分析すれば、結局ハンド・ルールと同じ構造になると考えられます。したがって、本件の裁判官は、不法行為の判断要素、すなわち、過失、予見可能性という伝統的な法概念を介しつつ、法と経済学的な枠組みに基づいて、判決をしたということが言えるのではないかと思います。

次に、白石先生の企業不祥事への対応というご講義についてコメントさせていただきます。先生は、行政型のモニタリングというか、行政型の対応を中心として分析されて、しかも非常に興味深い実態調査に基づく議論をされました。私のコメントとしては、モニタリングのための技術者を何千人も雇っているということですので、このモニタリングをどこまでアウトソーシング出来るか、すべきかについてお話をお聞きしたい気がします。もうひとつの点は、検査官自身がどれだけしっかりとモニタリングをするインセンティブを持っているかをお聞きしたい気がしました。

それから、被害者ないし潜在的被害者によるモニタリングの実効性についてもお考えをお聞きしたかったです。市民によるモニタリング、いいかえれば市民による法の実現については、市民の側に情報が欠けているとか、情報処理能力がないとか、あるいは日本の訴訟手続きにはディスカバリー（証拠開示）が制限され

ているというような限界があります。とはいえ、不祥事へのモニタリング機能があることも否定できないと思います。訴訟以外では内部告発というモニタリング手段も考えられます。これらも法と経済学の分析にうまくのるだろうと思っております。

白石先生の最後の点は、刑事法制度と法と経済学の分析とは、あまりそぐわないのではないかというご趣旨ではなかったかと思えます。この点については、私に言わせていただきますと、刑事法制度というのは、行為者の利得状況を制裁・処罰およびその可能性によって変更する制度であり、そのことを通じて人々の行動を制御する最も典型的な場合ではないかと考えています。ですから、たとえ企業の行動だったとしても、あるいは企業の行動だからこそ法と経済学の重視するインセンティブ規整となじむのではないかという見込みを感じています。

このプレナリーセッションの基調である「法学と経済学の対話」ということですが、まず両者の対抗関係をちょっと見ておきます。まず、経済学者からの法学に対する対応というのは、無関心層を除けばですが、3つを区別できる気がします。一つ目は攻撃型と呼ぶことができるでしょう。法律学は社会科学が判っていない、法学者は算数も出来ない、あるいは、法学などカルトのようなものだと、法学を非難する攻撃型です。二つ目は籠絡型と呼びうる気がします。法学で言っていることはよく分かる、それは実は、経済学と同じことを別の言葉で言っていることに他ならないとして、結局経済学の論理と枠組みに法学を引き込むというパターンです。三つ目は、結局は対話やコラボレーションをあきらめまして、面白いテーマや対象を法学の分野から拾って来るだけで、研究や分析自体は経済学の世界の中のみですという形です。

次に法学から経済学者への対応にも三つパターンがあるようです。一つ目は反発型です。ただ反発型にも三つバージョンがありまして、経済分析を理解して反発する人と、無理解で反発する人と、誤解で反発する人がいます。浜田先生が昔、経済法則は究極の解決策になるという神話を信じてはいけないとおっしゃったのですが、法学者の間には過剰な期待をした上で、法

と経済学は役に立たないと批判する人もいます。二つ目のパターンは流用型といえるでしょう。これは割とだんだんと増えていて、法学者の間ではメインストリーム化するかもしれないものです。要するに自己の学説に有利な経済分析の結論だと自説の補強に引っ張ってくるという使い方です。法と経済学のひとつの前提から導かれる結論を、あたかも法と経済学の必然的結論のように理解し、それを有象無象の法律解釈学説の新しいひとつと見立てるわけです。もちろん、法と経済学は分析の基本的なパラダイムであって、法解釈学説ではありません。ところがあたかも「もう一つの解釈学説」であるかのように法と経済学を使う法学者が割合見受けられます。それはそれで法と経済学が普及してゆくトランジションの段階(移行期)ではいいのですが、将来的にそのままでは困るなと感じます。三つ目のパターンは、いうまでもなく、全面的な法と経済学の採用ということになります。

では法学と経済学の共同作業がこんな状況で出来るのかと心配になるかもしれません。共同作業の可能性の一つは、法と経済学の側が、判例分析をはじめ具体的な問題や紛争に対して、具体的な分析をすることでしょう。そのためには、現状よりもモデルをさらに現実化する必要があるでしょう。それから法と経済学が一番欠けているのは実証研究ですね。経済モデルで分析した結果に、本当に乗っかって法制度を作って、足元をすくわれないのかという心配を法学者が抱くとすれば、少なくとも現状においてはそれは正当な心配でしょう。したがって法と経済学に依拠する実証研究がなされていく必要があると思います。

法学の側では、法的道具主義、すなわち、法を社会制御の手段ととらえる発想をもっと採るべきだろうと感じます。つまり、従来型の法学のように、解釈論と立法政策論を峻別し、過去の具体的紛争の公平な解決のみを志向するという発想から、社会正義をこれから実現するために紛争を解決し法を解釈し立法をすることが法学のコアであるという意識を持つ必要がある気がします。そのためには、法学者は仮説検定法的な発想を身につけて、社会科学の基本的な方法論をもっと理解し、かつ白石先生がおっしゃるように、費用便益

分析としての利益考量をするようになる必要があるのではないかと考えます。

最後に一言。次の言葉はウェンデル・ハウムズという著名な法学者で裁判官だった人が108年ぐらい前に言った言葉であります。「法の合理的研究に適しているのは訓誥学の人であると現在では考えられているかもしれないが、将来においては統計学や経済学を習得した人でなくてはならない。」これは21世紀の法と経済学が実現すべき方向に他ならないと感じます。

**宇佐美** 大変に明快かつウィットに富んだコメントをいただきました。早速報告者の先生方にリプライをお願いしたいと思います。

**浜田** ありがとうございます。北海道大学は懐かしいところです。法の経済分析を始めたころ、セミナーに呼んでいただいたのは北大と東北大の法学部だけでした。本日は林田先生ご苦勞だったと思いますが、本当にありがとうございました。

**白石** 太田先生からいただいたコメントに対して感想を。アウトソーシングの話ですが、詳しい論文の方で、若干ではありますが、被害者からの通報制度とかかなりやっているという話をしていますので、そちらの方をまた見ていただければと思います。そういうところで、かなり行政のコストを削減しようという努力はしております。自分たちで検査するだけじゃなくて、その前はかなり被害者から情報を取るようなシステムをどんどん入れてきていることをやっています。それからあともう一つは、刑事法制度の方では、法と経済学は駄目じゃないかということ私に言ったような認識だったようですが、八田先生が言われたように、事前・事後の話のようにインセンティブを与えるということでは刑事法でもかなり出来る話だと思います。私が言いたかったところは、実際の裁判になったところでは、民事・刑事同じような過失を議論するところでも、民事の方は負担をどうするかというようなことでやるので、割合と法と経済学が入りやすいだろうが、刑事の方では、責任という抽象的な概念をやるので、

そのところは、なかなか法と経済学が入りにくくなるのかなと、そこを言いたかったということです。

**宇佐美** それではフロアからのご質問・コメントをお願いいたします。

**神谷** 法政大学法学部の神谷と申します。お話を伺いまして、まず浜田先生がおっしゃったことなのですが、私も判例、判決の結論というのは、法と経済学の結論に非常に近いものが多いと思うんですが、ただ法と経済学のことを理解してそうなっているかという点は、必ずしもそうではないと。どうしてそうなるか。例えば、先ほどの住友信託の事件なんかもそうだと思いますけど、結局弁護士の方も相当努力をして、どういう結論を取るとどういふ社会的影響を与えるかとか。そういう中でそれなりに常識的な判断をしておられるという側面は相当あるのではないかと感じておりました。

例えば具体例を言いますと、UFJの事件ですと、これは当初住友信託を3,000億で売って、4,000億をマーケットから調達しようと、7,000億を集めようというような金融庁の命令が出たために出来なくなったので、結局UFJの取締役は信任義務を果たすという意味で、東京三菱と一緒にならなければいけなくなった。住友信託から見れば契約違反ですけど、UFJの人から見ると、それは忠実に信任義務を果たしたことで、UFJは好意的な解釈でそういうシチュエーションですから、そういうのも考えて判断したんだと思います。繰り返しになりますが、法と経済学をどこまで理解したかっていうのはちょっと疑問だと。

次に申し上げるのは全く逆のことで、昨年夏まで2年間、アメリカでロースクールにいたんですけど、日本の裁判官は非常にたくさん留学してこられてまして、多分法学者がロースクールで学ぶよりも、裁判官の数の方がずっと多くて、急激に増えているんじゃないでしょうか。そういったことが増えていくと、法学の法学者よりも裁判官の方が、非常に法と経済学のことを理解した割合が増えるということが起きるんじゃないか。

ご存じのように、日本とアメリカでは法学部の中身は全然違って、ファイナンスのことも、会計分析のことも全部JDのクラスで出来ますので。そのあたり、最初に言ったことと矛盾するのですが、今後はもっと身が付いた、裏打ちされたような結論が出てくるんじゃないか。同じ結論でも、裏打ちされた形で判断が出てくるのではないかと思いました。

**浜田** 第二点はペーパーには書きませんでしたけれども、是非調べてみようと思っていました。裁判官、弁護士の方がかなり多く留学し、弁護士はニューヨーク州等の弁護士となっている。そういう人の影響がこういうところに流れてきているのか。あるいは同じ留学しても学者の方がモニタリングが低いですから、勉強しないなどと推測するのはいきすぎでしょうか。そういうようなことは、私どもも調べたいと考えています。初めの点は、やはり僕らも法律に関しては素人の面がありまして、ratio decidendi と傍論 (obiter dicta) とを区別しなくてはならないとわかってはまだその点私は素人を抜けていない。今おっしゃったような背景がいろいろあって、だからこういう結論になるといった面も多い。東京地裁のやっている労働事件の少しはみ出た見解も、多分いろいろな状況を考えて、これをこう判断した方がいいっていうので、単に経済の公式に当てはまるからっていうのではないと思います。私も判例の読み方をいっそうトレーニングして、バランスの取れた判断が出来るようになりたいと思っています。

最後の太田先生のところで、経済だけでは全部解決しないというのは、カラブレイジに書いてあるんですね。「法と経済学会」が日本でもできましたとカラブレイジ先生に報告に行きましたら、喜んで聴いてくださり、「森嶋・平井先生によろしく」という話と共に、「経済原則というものが重要であることは疑わない。結局は合理性がキーだ」と。「しかし法律をあまりやらない人は、経済原則を全部の問題にそのまま当てはめようとする」と。「だから法学者がついてこれなくなる。経済的思考方と、法の伝統のバランスが必要だ」というふうに言っておられました。

**宇佐美** ありがとうございます。では他に、ご質問・ご意見をお願いします。

**林** 立正大学の林です。先生お二人に質問したいのですが。質問というか、まず浜田先生に質問したいのですが。今現場で何が問題かという、例えば最高裁レベルであれば、おっしゃる通り割と経済学を認識出来ている人が、判決も下している可能性がありますけれども。例えば民事とかですね、例えば家裁レベルで行われている裁判というのは、結構「この人何を考えているんだ？」という判例がいっぱいあるわけで。そこがまあ時間と共に、多分家裁レベルでも最高裁の判決をまねしていくでしょうから、だんだん下に下りていくとは思いますが。その問題はやっぱり区別した方がいいのかなというふうに感じております。

それと白石先生のご報告に対してなんですが、私実は25年前はクボタにおりました。クボタでは、石綿とは関係のないセクションにいたのですが、当時から内部では有名な話です。当たり前ですがみんな知っていた話ですね。それが多分、私がいた時に事業部制を採っていたことによって、今まで引きずられてきたというふうに思うんですが。そういう意味で言うと、企業が大事なことっていうのは、やっぱり自己モニタリングが出来ているかだと思うんですね。最近法務部とコンプライアンス部の違いっていうことを考えるんですが。そういう意味で言うと、法務部ではなくて、コンプライアンス部の連中が今後はやっぱり法と経済学っていうか、究極的にはそういうところまで考えなければいけないのかなと思っています。

あともう一つだけ、私これを広めたいと思っていつも言っていることがあるんですが。モニタリングで同じようなことを世阿弥が言っていて。利権の権。要するに離れて自分を見ることが出来るかと。こういう発想がですね、コンプライアンスとか、企業の法務を考える上では非常に大事ではないかと最近思っています。まあ質問ではないかもしれませんが、コメントをいただきたいと思います。

**浜田** 学者でも何でも頭が堅くなる歳っていうのがあるわけです。だから家裁の方は問題かもしれないけど、法律家の方もどこかで非常に硬直的になってしまうこともあるのでしょうか。それで地裁と高裁も、それぞれいろいろユニークな判決が出ているのでしょうか。

**白石** コンプライアンス部の役割について、桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センターというところでいろいろ勉強していますけれども、雪印とか三菱の例を見てもですね、あそこは何回も不祥事を起こしているんですけど、いろいろやって、結局、社長が辞めたりもしているが、それって全然意味がないんですよね。何をやって一番うまくいったかという、結局外から人を入れたことです。外から人を入れたことが、結局うまく行って2回目以降にあまり不祥事を起こさなくなるような原因になったのではないかというような結論が出てきているような気が最終的にはしているんですけども。ただ、まだ三菱の方はうまくいっていないみたいですけど。そういう意味では、さっきおっしゃったように、いかに外から見れるかというようなことが重要なのではないかという気がします。

**宇佐美** ありがとうございます。時間が来ているようですが、あと1件だけ、特にありましたら短くお願いします。

**福井** 政策大学院の福井ですが、大変興味深く伺いました。私も林先生と同じく、裁判官が法と経済学を分かった範囲で使えているというのは、極めて違和感がございます。ある意味で大勢の判決がそうであるのは、ある意味で当たり前で、ほとんどの判決が非効率のように書かれていたら、社会生活や経済生活は成り立たないわけですから。数でいえば大勢がそうだというのはあまりにも当たり前なんです。より問題は、よりデリケートな部分ですね。立法がより裁量的概念や不確定概念で書いているところで、ある程度明確に書かれているところはある意味では読んだ通りに書けばいいわけですが、そうでない微妙なことを書いている時に、裁判官がどう判断しているか。私、ほとんど何か

むちゃくちゃな判断をしていることが多いという気がします。微妙な領域に関知する限りですね。

例を申し上げれば、つい最近まで主流の一つであった借地借家法制の判決。これはほとんど効率性とは無縁の判決が集積されています。民事執行法制で、社会的賃貸借とか、短期賃貸借保護という問題があったんですね。これなんかも何が社会的かということに関して、正義という概念は出てきても、どういう場面を社会的と認定するかによって、効率が、あるいは経済市場が活性化するのかということに触れた判決は、私はいくら調べましたけれども一つも発見出来ませんでした。

それからマンション建て替え。これもひどい領域なんです。過分の費用がある時でないで建て替えを認めないという条文がつい最近まであったんですが。この過分の費用要件で費用便益分析をやっている判決、これも一つもございません。そういう意味では、このようなデリケートなところにおける判決については、ことごとく逆さまというのが非常に多いというのが私の印象です。あしたの午後のセッションではむしろそういう論点。現役の裁判官の方にも来ていただいて、議論出来るのではないかと思います。

それからもう一つ。裁判官出身の方が幹部を占める法務省の立法政策。これもことごとく反法と経済学的であるという印象だけ申し上げておきます。

**宇佐美** それではここまででセッションの前半を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## □プレナリー・セッション 『法学と経済学の対話』

## 『法学と経済学の対話』

場所:北海道大学学術交流会館

チェア:宇佐美 誠(東京工業大学)

## 『労働契約法制についての法と経済学からの分析』

八代 尚宏(国際基督教大学教養学部客員教授

・前(社)日本経済研究センター理事長)

コメンテータ:山川隆一(慶應義塾大学法科大学院)

宇佐美 それでは続きまして、セッションの後半に移りたいと思います。八代先生、お願いいたします。

八代 浜田先生の先ほどの分類によれば、私が今興味を持っているのは法政策学ということです。これは新しい法律とかそういうものを作る時の役所のパターンというのは、まず研究会を作る。その研究会の報告を審議会に上げて、その審議会の報告を法律に直していくということで、実は研究会というのが非常に大きな役割を果たしているわけです。

現在厚生労働省では、労働契約法についての研究会を昨年立ち上げまして、4月に中間報告を出しております。これを次の次の通常国会に出すというペースで、時間をかけてやるわけです。これはほとんど一般には知られておりませんが、今後の労働市場をいわばガバナンスする法律として、非常に重要な意味を持つものではないかと思っております。

私もなぜこれに気が付いたかということ、実はこの研究会にヒアリングに呼ばれまして、初めて気が付いたわけです。同じ厚生労働省でも、職業安定法とか、労働者派遣法を担当する職業安定局の方は、まさに法と経済学的な考え方、つまり法学者と経済学者の双方を入れて、経済学者でも樋口先生とか清家先生等が座長として活躍しておられて、それだけ経済学的な考え方も入っているわけです。ところがこちらの労働契約法の方は、労働基準局でやっておりまして、労働基準法だけではさすがに不十分なので、新しい法律を作るという作業を始めています。これは結構なことですが、研究会メンバーがすべて法学者なんですね。

もつとも、その代わりに、経済学者は私と大沢先生とが呼ばれて1時間づつ話をしたわけです。私はその時に、なぜ経済学者を入れないのかと聞いたら、これは法律を作る研究会ですから、法学者だけでやるのは当たり前ですと言われてしまいました。どちらにしても、この法と経済学会も、こういう新しい法律を作るという段階から、是非関心を持って大いにいろんな影響を及ぼすというか、そういうことが出来ればいいのではないかということでもあります。

その前に、まず、概念としての「労働市場」ということが経済学では当たり前のように使われておりますが、実は法律ではこういう言葉はないわけでありまして。最近徐々にそういう概念がいろんなことに出てきておりますが、少なくとも基本的なところではそういう「労働市場」という概念は、いまだにあまりないのではないかと。これは有名な「労働は商品ではない」という考え方から来ているわけでありまして。確かに奴隷制度や人身売買というのはもちろん禁止されているわけでありまして、他方で労働サービスの取引というのは、もう一般に行われている。しかも、能力に応じた報酬を受け取る、あるいは同一価値労働・同一賃金というのは、もう定着しているわけですから、それはまさに市場概念を入れなければ出てこないことではないかと思っております。

ただ、もちろん市場であるとしても、一般の市場とは違って、一定の供給調整が必要である。つまり、普通の商品であれば売れ残ったら捨ててしまえばいいんですが、労働者はもちろんそういうわけにいかない。それから、自由なマーケットといっても、やはり最低

賃金制というのは必要ですし、長時間労働の規制、あるいは健康維持のための規制というのは、社会的規制として不可欠である。これは当たり前のことであります。ただ、すべてのそういう社会政策を労働市場だけで実現しようとするれば、やはり限界があるわけで、当然ながら社会保障と役割分担をする。つまり、失業を防ぐために厳格な解雇規制をするというのではなくて、失業した場合には失業保険でカバーする。あるいは生活保護でカバーするというような社会保障との役割分担というのが大事ではないかと思えます。

それから、労働法について大事なのは、「従属性」という概念であります。つまりなぜ国が労働市場に介入しなければいけないのかというと、労働者というのは経営者に対して従属性を持っている。具体的に言うと、雇われた後は指揮命令に服さなければいけない。どんな嫌な仕事でもやらなければいけないという命令権がある。だからそういう意味で圧倒的に強い立場の使用者に対して、国による一定の介入が必要であると、こういう考え方があるわけです。

ただ、市場の方ではそういう従属性がないのか。自営業は好きなことをしてもいいのかということを決してそうではないわけで、自営業といえども下請けで明らかのように、需給関係が不利な場合は、下請けといえども従属性はあるわけでありまして。従って従属性があるかないかというのは、雇われているか雇われていないかという形式的な要件ではなくて、独占市場に直面している場合は、消費者であっても従属性があるわけですし、自由な競争市場であれば、別に従属性はないわけで、もう少し市場の需給関係の下で考える必要があるのではないか。

それから組織の中で指揮命令に服さなければいけないといっても、要するに辞める自由があれば別に構わないわけではないか。その意味では、退出の自由度の大きさというのが大事ではないか。行政としては、いたずら規制によって介入するというだけではなくて、むしろ労働者が企業を辞めやすくするというような環境を整備するというのも、一つの方向ではないだろうかということでもあります。

結論から申しますと、労働市場は確かに特殊である。

しかし、だからギリギリ規制してもいいというのではなく、出来るだけ「効率的な規制」が大事だということとでございます。

それから先ほど八田先生が言われた「正義」ということは、長期的に見れば別に法学者も経済学者も合意出来るのではないかということと言われましたが、これを当てはめれば、私は労働法と労働経済学の結論の違いは、暗黙の前提の違いによるのではないだろうか。それをお互いに意識していないわけですね。つまり経済学者は基本的に競争市場を前提に考えておりますが、法学者の方は暗黙のうちに独占市場を想定しておられる。この独占市場の場合、労働市場では「需要独占」の問題であります。需要独占と競争市場との違いというのは、独占者は賃金を自由に決めることが出来るわけですね。つまり賃金が競争市場均衡の水準までに上がらないように、独占企業にとっての最適な雇用量を定めることによって、市場賃金よりも低い賃金で労働者を雇うことが出来る。そうした需要独占市場であれば、国がどのような規制をしても、大きな弊害はないわけなんです。例えば最低賃金を設定して賃金を上げたり、労働条件に介入するようなことをしても、独占者はどうしようもないわけなんです。既に最適な雇用を達成しているわけですから。

その意味で、規制は単に労働者の得になるだけで、資源配分にも影響しないわけですが。競争的な市場は逆であって、最適な雇用量とか賃金っていうのは、市場均衡で決まるため、その競争的な市場に対して介入的な規制をすると、結果的に資源配分が攪乱されて、非効率的になってしまう。また、そのコストは企業だけじゃなくて、労働者も負担するというのが大きな違いであります。

第2の前提の違いは、労働者の同質性と異質性です。法学者の方は基本的に労働者は同質であると思われまして。だから昔の貧しい時代を想定していると思われまして。だから画一的な規制をしても、どっちみち同じ嗜好をもつ人たちでありますから、必要としているものは同じなんだから構わないことになります。しかし、経済学では元から個人間の嗜好の異質性ということ想定しているわけです。つまり、需要やニーズが異なるから、交

換をすることによってメリットが出るわけです。労働者も異なる選好であればあるほど、画一的な規制をすると労働者の中の利害対立が起こって、ある人にとって有利な規制というのは、別の人にとって不利な規制になってしまう。

第3は部分均衡と一般均衡の違いです。これは借地借家法なんかで一番言われることで、既存の借家人の利益のために規制をすることによって、潜在的な借家人が不利を被るということは先ほど八田先生が言われた通りであります。労働市場の場合は、まさに解雇を防ぐための規制というのが、雇用コストを高め、新たな雇用機会の削減を招くという形で、より労働者が全体としては損になる可能性がある。こういう形での意見の違いというのは、どういう前提で考えているかというのが大きなポイントであります。

それから浜田先生が先ほど言われましたように、何で介入するかというと、行政、規制者の考え方は、企業経営者が必ずしも合理的に行動しないというようなことであります。例えば能力に応じた賃金を支払うとか、企業内訓練が重要であるとすれば、やたらに解雇しないというのは当然のことであって、またやたらに解雇するような企業の場合は、当然いい労働者は集まってこない。そういう意味で、合理的な市場を考えれば、別に規制がなくても、基本的に労働者の利益は守られるわけでありまして。これに対して、法学者の考え方は、短視眼な経営者も現に存在する。また、そういう短視眼的な観点から行動することによって、結果的に経営者も損をするから、家父長的な考え方から行政が規制してもいいのではないかとあります。

しかし、そういう一部の短視眼的な事業者に対して、画一的な規制をすることによって、合理的な企業にとっては大きな負担がかかる。いわば日本的雇用慣行とか、雇用保障というのは、いいものだからそれを守るための規制がいるのだという考え方に対しては、雇用の安定性というのも、時代とか背景によっていろいろ変わってくるわけでありまして、その意味で良いものだから規制してもいいという論理は間違っているのではないかと。特に経済環境が変化する中でということ

であります。

それで、規制が必要だとしても、例えば非対称的な規制というものも考慮すべきではないか。規制というのは当然法律ですから、平等に適用しなければいけないというのが前提かもしれませんが。例えば、法律を遵守する優良な事業者に対しては一定の範囲で届出等を免責するという考え方があってもいいんじゃないか。ですから、画一的に規制するのではなくて、普段から労使交渉の過程で、円満な労使関係があるような企業については、例えば基準法の規定を一部いわば弾力化する。例えば裁量労働制というのがありますが、今の労働基準法では裁量労働を認める時には、労働者が決めた非常に画一的な手続きを踏まなければ駄目だということ。過去に電機労連等で企業と合意してやったような裁量労働制は法律に照らして労働基準法違反で摘発を受けたわけですが、そういうようなやり方というのはどうなんだろうということでありまして。

それから、事前規制よりも事後規制の方が、あるいは損害賠償による救済の方が、優良な事業者にとっては関係がなくて、問題のある事業者だけを規制することが出来るということでありまして。

それから、そうはいっても市場調整には時間がかかるわけで、一部の悪い事業者の行動によって、労働者が被害を被るというのは防げないのではないかとあります。それに対してはやはり積極的にそういう劣悪な事業者の淘汰を政策的に促進するような行政というのが必要なのではないかとあります。基本的に事業者間の競争を促進することで、より効率的な労働市場を作るんだということが政策の行方として、今はほとんどないと思いますが、それをやる必要があるのではないかと。そのためにはやはり転職する自由というものを拡大させる。そのためには、民間の職業紹介の事業を拡大させるということが大事であります。今はむしろ逆に取り締まっているわけです。最近はもちろんそういうことは随分緩和しておりますが、今行われているのは対象職種のさまざまな拡大。これは基本的に終わっておりますが、あとは求職手数料というものを徴収するということをもっと自由化するということも必要です。それから多様な労働契



いとしている規定から外れるのかということをやはりきちんと労使で議論する機会を与えるという意味ではないかということでもあります。あとは労働者の従属性は市場の需給関係に依存するということと、それから雇用契約と請負契約というのは非常に代替性があるわけで、より雇用契約だけ厳しくすれば、結局それは請負契約に逃れてしまうわけで、よりかえって労働者の保護が出来ないのではないかとあります。

あと、個別の争点ではありますが、この労働契約法の対象となる労働者はどこまで認めるかということで、私は極力幅広く認める必要があるのではないかと。今問題になっているプロスポーツの選手とか、医者の研修生とか、請負事業者なんかも、実は非常に劣悪な労働条件になっている場合もあるわけで、その意味で基準法の適用対象外でも契約法の適用対象に幅広く認める必要があるのではないかとありますが、現在の報告書ではややこれに関してネガティブである。

それから以下は報告書には書いていないのですが、こういう労働契約を労使の自由な契約というふうに考えた時に、今の問題点として私が前から考えているのは、学生の内定取り消しに対して非常に厳しい規制がある。内定も一種の雇用契約の始まりであるというような、もちろん規制の程度はだいぶ違うのですが、いったん内定を出したら、それを取り消したら大変なことになるように言うわけでありまして。一方、学生の方から見れば、この内定というのは、ある意味で当初から取り消しを想定した契約に近い。私も某大学で教えておりました時に、要するに三つも四つも内定を取る学生が多い。これは、大学入試と同じように、まず滑り止めを見つけておいて、それから少しでも良い条件の内定を取ろうとするのは、本人にとっては合理的な行動なんですけど、それが非常にある意味ではた迷惑である。企業にとってコスト高になるだけじゃなくて、それによって内定を取れない学生が増えるわけでありまして。つまりギリギリになって、学生の方から内定辞退を言われても、もう補充が効かない場合があって、結果的に採用者が減るような可能性がある。そういう意

味では、学生の方にもある程度の取り消しの責任を負うようなことを考えてもいいのではないかとあります。

それから有期雇用契約の更新というのも問題になっておりますが、現在は有期雇用契約の更新というのは、非常に制限されております。派遣の場合でも、原則として更新を認めないという場合もあるわけなんです。そういう有期雇用契約を規制することによって、立法者の意図は終身雇用への転換を促進するわけでありまして、現実にはむしろ首切り法案になっている可能性がある。もう一回更新したら、正規社員にしなければいけないとなると、その企業がこの労働者を雇いたいと思っていて、労働者もこの企業で有期雇用で勤めたいと思っても、そういうことが法的に認められないことになってしまう。このあたりは仮に基準法では難しくても、契約法ではより見直す必要があるのではないかとあります。

それから、整理解雇、解雇権濫用について浜田先生からお話がありましたが、私はやや違っていると思うのは、解雇権濫用の判例を、法律に書き換えたとしても、それは権利の濫用をどこまできちんと解釈するかによって、必ずしも今までの判例と同じように厳しくなるかどうかはよく分からない。むしろ何が権利の濫用かという定義を、この労働契約法できちんとしていくという。いわばこれは第2ラウンドだというふうに理解しております。ですから、最近の判例も徐々に、我々の見方から見て、合理的な形になっていて、経営の必要性とか雇用回避努力なんかもかなり弾力的に認めるような判例も出てきております。是非この雇用契約の方で、そういう弾力的な判例を、任意規定ではあっても、認めていくという方向に今行けば、一つの改善になるのではないかと思います。

ここでは雇用濫用法理だけじゃなくて、整理解雇の金銭賠償という今一番ホットな話題だけを挙げております。整理解雇をした場合、整理解雇が違法だと認められた場合に、これまでは、例えばJRの場合のように、現職復帰の道しかなかったわけでありまして。ただ、欧米ではそういう時には、結局金銭賠償をするという道が残されているのですが、日本ではそういう金銭賠償

を認めると、不当な解雇を結局金で買うことになるんじゃないかという反対論が非常に根強いわけでありませう。ただこれは、解雇というのは離婚と同じような面があって、離婚でも最近是有責者の方から、離婚したいと言っても、裁判所はそれを認める方向になっているわけです。これはもう破綻している結婚を無理やり強制しても意味がないのではないかということだと思いますが、ある意味で雇用関係も同じでありまして、どちらに責任があるかということだけではなくて、やはり破綻している契約であれば、金銭賠償を認めることによって、より労働者にとっても有利な道を考えるということが、一つの合理的な判断ではないか。問題は金銭賠償の金額をどうやって決めるのかということでありませう。その手続きについて、今議論をしているところです。

ですから、この労働契約法の非常に大きなポイントというのは手続き規定にあるわけで、きちんと定められた手続きを踏むことによって、より契約の内容を明確化していくということルール化していくというのが大事ではないかと思っております。

それで最後のポイントであります、この労働契約法を、いわば規制強化とならずに、むしろ合理的な規制改革とするためにはどうしたらいいかということがポイントです。これは報告書にもきちんと書いてあるように、もともとこの雇用契約法の目的というのは、雇用契約のルールを明確化するということで、それによって紛争を未然に防止する。そのためには推定規定・手続きというものを設けると書いてあるわけなのですが、これを是非進めて、これを中心にすると。むしろ強行規定というのは、ごく最小限にとどめる。私はもうほとんどなくてもいいと思います。

それはなぜほとんどなくてもいいかということ、強行規定の方は基準法にきちんと書いてあるわけですから、いわば基準法が最低基準という形で、こちらは強行性があると。しかし、それに対して上乗せ規制というか、一部塗り替えも含めてですね、契約法を作るといふ時は、そこはある意味で役割分担であります。その意味で消費者契約法なんていうのは、それしかないわけですから、強行規定が多いというのもやむを得な

いかかもしれませんが、こちらの方は基準法とセットで初めて意味を持つということを考えなければいけないのではないかと。きちんと十分な手続きをすることによって、基準法の適用除外を作るというの、ほとんど議論されておられません、これからの一つの大きな役割ではないかと思えます。

例えばですね、この労働者を保護するといった時に、当然ながら弱い立場にある労働者を保護するというのが法目的であるわけですが、そうであれば弱い立場にある労働者を保護するために、強い立場にある労働者も全部ひっくるめて画一的に規制しているのが今の労働基準法であります。この労働契約法を作る時には、やはりそれは区別して考えることが大事ではないか。今でも管理職なんていうのは例外扱いになっていますけれども、米国のようなホワイトカラー・エグゼクションのような形で、職種とか賃金によって、例えば裁量労働性、労働時間の規制の例外というものを幅広く認めていく。この考え方というのは、例えば大学の先生であるとか、そういう専門職の人であれば、あまり搾取される危険性はないのではないかと。それから高い賃金をもらっている人であれば、やはりこれは労働市場における交渉力があるわけですから、別に無理やり長時間労働を働かされることもないのではないかと。一種のみなし規定であります、そういうような形で、なるべくそういう労働市場の需給関係の差を法律に持ち込んでいくというような努力が必要なのではないかということ、もっといい適切な例があれば伺いたいと思えます。

労働市場における契約の自由というのは基本ではないだろうか。この法律で言う契約の自由というのは、実は経済学で言う市場原理と大体基本的に同じものだと思いますが、市場原理という非常に反発がありますので、私は最近もっぱら契約の自由と言っておりますが、ある意味で労使の合意の下での契約の自由が基本であると。ただ、もちろん組合がないところもありますし、そういう意味で簡単に形式的に労使が合意したからといって、全部それを信用することは出来ないにしても、あくまでもその基準法というのは例外であって、最低基準である。で、労使の契約の自由

というのを基本に置く。ただ労使の契約が自由にあったとしても、穴は必ず開くわけでありますから、その穴を極力減らすために明確化することが労働契約法の役割ではないかということでもあります。

その意味では、出来るだけこの労働契約法を、法と経済学の観点からいいものに育てていく。これを第二の基準法にしてはいけないというような形で、出来るだけ多くの人の関心をこの際ちょっとこういうことが起こっているということをは是非お話ししたいと思いました。それについてまたいろいろコメントとか、皆さんのご意見をいただければ幸いです。どうもありがとうございました。

**宇佐美** ありがとうございます。八代先生のご報告は多岐にわたる内容でしたが、まず前半では、労働法と、法と経済学の間にある思考の違いというのは、主として事実に関する基本認識の違いではないかと指摘され、後半では、厚生労働省の労働法制に関する研究会の中間報告が一定の前進を見せているけれども、法的思考と経済的思考の乖離点がなお幾つかあるということの詳細を示していただいたかと思えます。それでは早速、このご報告に対する討論を山川先生にお願いしたいと思います。

**山川** 私は、労働法専攻ですが、この学会員ではございません。経済学はおよそ門外漢で、労働法学の立場からのコメントでよろしいということで参上いたしました。八代先生は労働政策に関しまして、かねてからいろいろ発言をされていることはご存じの通りかと思えます。その意味で労働法についても非常に詳しくていらっしやいます。他方私は経済学は分からないので、情報の非対称性が著しく存在します。

そのようなことから、先生のプレゼンテーションの内容には、実は共感する点が多いのです。しかしコメントという観点からは、弁明したい部分、あるいは反論、ないし質問したい部分に絞ってお話しさせていただければと思います。恐らく労働市場に関する労働法学者と経済学者の発想の違いのようなことが一番需要であろうかと思えますので、それを前提にレジュメ

にもやや詳しく書きましたが、お話しさせていただきたいと思えます。

経済学者と違って労働法学者は、市場というものを意識していないかという点ですが、やはり先ほど引用されたILOのフィラデルフィア宣言で、労働とは商品ではないと言われたことがかなり影響をもたらしているように思います。実際、これまでは市場的発想はかなり希薄であったといえます。また逆に、労働とは商品ではないと言ったために、理論的な分析や、あるいは政策的な詰めが甘くなってしまった部分があることは否定しがたいように思います。しかし、そうした発想がないわけではありません。たとえば、雇用対策法は1970年代に出来たもので、やや表現が古いですが、労働力の質・量両面にわたって需給が均衡するとか、完全雇用の達成ということが政策目的に1条ということを書いてあります。

学説でも、最近では労働市場の発想を採り入れた議論がかなりなされております。それは労使それぞれが正義ということを出すと、およそ相容れないようなことになるので、正義という観念のみでは問題を直ちには解決出来ないという認識をもった学者としては、経済学的な市場ということを考えざるを得ないような背景があるかもしれません。その意味で、経済学と労働法学の対話も進んできているように思いますし、先ほど浜田先生もご指摘された解雇についての判例の分析等などでも、経済学者と労働法学者の共同作業が行われている状況にあります。

しかし、なお発想の違いはかなり目立っているようです。それは単に不勉強であるということもあるかもしれませんが、労働市場の特殊性というか、それに関する理解が違っているのではないかと思います。一般に労働法学者というのは、労働市場を考える場合でもかなり特殊な市場であると理解しております。その需要独占は不要だというお話がありましたが、確かに消費者と企業との関係でも、需要独占は起こり得るし、状況によってはいつでも独占という現象は起こるのですが、労働法学者はそれがより構造的なものだと考えていると思われまます。それはレジュメの2の(1)、①～④に書いたところでありまして、労働は商品ではない

とはいえ、一応商品と同様のイメージで考えますと、労働というものは、時間の経過と共に、商品の価値の実現の機会が失われていく。つまり端的には、貯蔵が利かないということですが。そうすると、需要の状況に合わせて、供給主体が供給量を調整することが出来ない。しかも資産のストックがない場合には、生活にも困るということが起きてまいります。

ただ、以上のことは八代先生がお話になったように、弱小の個人経営でも同じこととなります。そこで、その場合とは更に違ってくると思われるのが、契約が成立した後は、取引関係ではなくて、指揮命令関係になることです。個々の取引をして事業活動を行うのは取引コストがかかることであるから、一方的な指揮命令が出来る雇用契約を結んで、企業組織の内部に入れてくる。それがいわゆる雇用契約の目的であるということなのです。そうすると、企業の内部においては、市場という関係ではなくなってくるといえますか、そもそも市場性を排除するために契約を結んだのが雇用契約ということではないかと思われます。もっとも、それならば退出する自由があればいいという考え方が出てきますが、それが妥当する面もかなりあります。

以上の2点が労働市場の特殊性ですが、もう一つは人が働くわけですので、身体と精神があるということです。プラスマイナス両面があると思うのですが、身体、あるいは精神というものは、棄損もするし摩耗もするというので、いわゆる過労死はそういうマイナスの側面の現れではないかと思えます。プラス面というのは、商品である人間が自ら質を向上させることが出来る、商品開発をするのが企業だけではなくて、労働者本人によって質を向上させるような商品であるということもあるかと思えます。そういった観点からも、質の高い市場の実現という議論がなされうらと思えます。

③の需給条件が変わるということは、確かにその通りで、非常に需要が良い時もあれば、低い時もあるのですが、そういう条件の変動を法律の要件として組み込みにくいということが技術的な話としてはあるかと思えます。そうすると、需要が厳しい時を前提にしてルールを作って、後は可能性の問題で交渉に委ねると

か、労働基準法などはそういう発想で作られているのではないかと思われます。

あまり時間がなくなってきましたが、先ほどご指摘の、労働市場において退出が自由であれば、交渉力が強まるということはおっしゃる通りでありまして、一つの例だけ申し上げます。ホワイトカラー・エグゼンプションの調査をしに昨年アメリカに行きましたさいに、過労死のような状況はアメリカではあまり起きないと言われていたのですが、なぜかと聞いたら、組合でも使用者側でも、そんなひどい働き方をさせられるところは労働者が辞めてしまうからだということでした。そのあたりは日本とちょっと違うのかなという気になりました。

それから若干、労働契約法制研究会が示した中間とりまとめの中身、まとめの方向につきましては、八代先生からの確なご紹介がありましたのが、1点だけコメントさせていただきます。労働契約法制は、ルールの明確化とか手続きを重視するという方針を示しており、どれだけ強行法規が入るかは、まだ分からない状況なのですけれども、多少付け加えさせていただきたいのは、労働基準法は刑罰規定を持って、かつ行政の労働基準監督システムがあるという点です。つまり、労基法違反というのは基本的に犯罪であって、かつそれを取り締まるために、行政的な機構が用意されております。他方労働契約法制は、監督行政によることは予定していないのでありまして、裁判などの紛争解決制度によって個人が権利を実現する仕組みになっています。従って法の施行のための行政的機構を使わないという違いもあり得るのではないかと。あるいは労基法違反でしたら、例えば未払い賃金を半分だけ払って、これで解決したらどうですかと監督官が言うことは出来ない仕組みになっています。つまり犯罪ですから、半分払えば免責されることはないわけです。しかし労働契約法制ですと、そういう個人による処分に委ねられた部分での解決可能性が増えるということがあります。強行法規になると、それにも限界はあります。そういう意味で、推定規定や任意規定を設けるということもありますが、刑罰や行政の取締によるエンフォースメントから転換するという点も、考慮に入るのでは

ないかと思っております。

あと解雇について少しだけ触れますと、確かに浜田先生のおっしゃったように、2000年前後の東京地裁が、数件だったのですが、かなり従来の解雇権濫用法理とは異なる判決を出しののですが、その後若干揺れ戻しがありました。ただ全面的に元に戻ったかというところではなくて、例えば事業閉鎖とか部門閉鎖の必要性に関しては緩やかに認められており、裁判所がそういう経営判断の適否について独自に判断することは出来ないというスタンスが出ているのではないかと思います。

もう一つは、解雇回避努力とは、解雇しないことを前提にで他の手段をどうするかということだったのですが、例えば配置転換が難しい場合においては、退職金の上乗せやアウトプレースメントなどの再就職支援の努力なども考慮するという方向で、若干柔軟性は増えているかと思えます。

もう時間になりましたけれども、まだ研究会レベルで、後は審議会において、若干労使交渉的な側面もある局面で検討されるわけです。従って、まだ将来の状況は分からないというのが正直なところです。どうもありがとうございました。

**宇佐美** どうもありがとうございました。では八代先生、お願いします。

**八代** 実は言われませんでしたでしたが、山川先生はこの研究会のメンバーでございますので、いつも山川先生に「是非よろしくお願いします」ということを陳情しております。それから、まだ研究会段階ということなのですが、審議会に行くのと大体、研究会報告の段階よりも悪くなるのです。ですから、研究会レベルで、是非良いものを作っていくと、ある程度割引かれるというのは目に見えていますので、そういう悪くなる分を含めて是非もっといい報告書をよろしくお願ひしたいと思えます。むしろ会場の方からコメントをいただきたいと思えます。

**宇佐美** それでは早速、ご質問・コメント、どこから

でもお願いいたします。

**浜田** 伺っていますと、どうしてこんなにたくさん法律があるんだろうかと。例えばアイスクリームを売る時でも労働契約。確かに労働契約は可哀相な人も出るし、保護されなければならないところもあるけれども。基準法があるのにどうして条項を課すのかというのが、僕にはちょっと理解出来ないのですが。

**八代** ですから、この法律の作り方次第で、最悪の場合はこれが強行規定中心だと、今、浜田先生がおっしゃったように、新たな規制を課すものになります。ただ、先ほど言いましたが、出来ればこれを借地借家法に対する定期借家権のように、これで自主的に労働基準法をいわば緩和するというような法律にも作れるわけですし、同時に紛争の元になっている不必要な紛争をこれである意味で予防することもできる。つまり規制というよりは社会的なルールを作ることというようなものです。これは特に民法の特別法ですから、別に強制されることはないわけで、これから違うルールを作っても構わない。あくまでもレファレンスとしての社会的な労働契約に関するルールというのは、私は必ずしも規制というものではなくて、一種の公共財的なことではないかと考えています。ですから、強行性がどこまで強いかによって規制にもなり、社会的公共財にもなるという感じがします。

**宇佐美** 他にいかがでしょうか。

**岡村** 広島大学の岡村といいます。先ほど八代先生が学生の内定のごことで、企業側には内定を取り消すとすごくペナルティがあるのに、学生は内定を取り消すことはノンペナルティなので、学生にも内定を取り消したら何らかのペナルティを付けた方がいいんじゃないかというニュアンスのことをおっしゃったんですが。私たち働く側、教員も、辞める時には何らペナルティがないと思うんです。「あんた、クビですよ」って言った方にはペナルティがあるのですが、こちらから「じゃあ私は10月から辞めます」って言った時に、

何のペナルティもないわけで。例えば「おまえが辞めたら、非常勤を探すのが大変だから、非常勤の金を払え」とかっていうのは多分言わないと思うんですが。解雇についても、自分から辞める時にもペナルティを払うことになるのか、その辺について伺いたいと思います。

**八代** 私の解釈では、有期雇用と無期雇用の二つがあって、有期雇用で例えば1年間働くという契約の時は、やはり労働者もある程度縛っているはずだと思います。ただ実際にはもう働きたくないという労働者を無理やり働かせるというのは、もともと意味がないわけですから、事実上、破棄というのがあると考えております。

問題は無期契約、つまり終身雇用の場合で、こちらは企業の方が辞めさせようとすると、おっしゃったように解雇権濫用法理で非常に厳しい手続きがいるのですが、労働者の方は嫌になったらすぐに辞めることが出来る。その結果、企業に対してだけじゃなくて、他の労働者に対しても迷惑をかけることがあるわけです。ただこれを縛るとなると、1年以上とか長い期間拘束するというのは、一種の奴隷契約であるとして固く禁止されているわけです。ですからそういう非対称性というのは、例えば退職金がある程度減らすといったようなやや金銭賠償的なものしかあり得ないと思いますし、それも多分今の判例では認められないのではないかと思います。山川先生いかがでしょう。

**山川** 八代先生のご指摘の通りで、期間の定めが1年契約となっていた場合には、1年が経つ前に辞めた場合には、拘束力がありますので、義務違反ということで損害賠償責任が発生します。損害賠償責任を認めた判例は、これまでわずかながらですがあるにはありますが、普通は使用者が責任を追及するために訴訟までは起こさないとします。期間の定めがない、いつでも辞められるという場合には、責任が発生することはなかなかありません。特に同僚を何人も引き抜いて辞めて、事業に損害を加えたとか、そういう場合に損害賠償責任が発生する、その程度ではなかろうかと思

ます。

内定の話は、やっぱり6月ごろの内々定ではちょっと拘束力が出ないので、これまでの判例ですと、他の就職の機会を放棄したような時点が内定成立時ということで、拘束力が発生するのではないかと思います。

**八代** それから、内定と既に雇われたことでは、私はちょっと差を付けたいと思っています。内定の場合には、先ほど言いましたように滑り止めということで最初から複数契約を求めるインセンティブが非常に強いわけですね。他方、既に雇われている人では、少なくともそういうことはより少ないのではないかと。それからもう一つは、やはり正式な雇用が始まる前ですから、より労働契約と違って、企業と労働者との兼務制という必要性は小さいのではないかと。つまり、学生の方だっけかなり自由度はあるわけですから、その意味で若干の金銭賠償内定辞退に求める。とくに年度末ギリギリになってというような場合には、学生に求めるか、あるいはその学生を雇う別の企業に求めるか、何らかの対応が必要なんじゃないかという意味で考えたわけでございます。

**宇佐美** ありがとうございます。福井先生、お願いします。

**福井** 今の内定取り消しの議論に関連して、まずご質問なんですが。八代先生の問題意識は分かるんですが、その内定契約というか、雇用契約の端緒が内定ですから、その中で年度末ギリギリになったら「いや、君をもらおうよ」とか、契約で書いてしまえばいいんじゃないかという気がするんですが、それに対してどうお考えになるかというのが一つです。

それから2点目ですが、浜田先生へのご質問にもかかわるのですが、なぜこの労働契約法制がいるのかという点について。私は八代先生の理解が非常にすっきりしている気がするんですね。というのは、何も書いていない時に、意志を推定するという意味でこういう雇用契約であったというふうに法的に決めておけば、一種の推定規定があれば、いろいろ意志解釈の必要が

なくなるという意味で、当事者間の交渉費用が非常に節減出来るという限りにおいては、極めて私はその限りで意味があるかなという気がしているのですがいかがでしょうか。これは浜田先生に、そういうことでご納得いただけるのでしょうかというご質問です。

それから3点目なのですが、今の論点にもかかわりますが、山川先生のお話にもあったように、基準法を刑罰で担保すると。それで雇用契約法の方は基本的には司法的な介入で民事にとどまるという違いはよく分かるのですが、もともとは基準法も根っこが契約であるところに対して一定の限度を超えたところは、契約の中身を刑罰でもって担保するという側面があるので、どっちも契約であるという根底の部分は共通のところがあると思うわけです。そうするとですね、いっそのこと一本化してはいけないのでしょうかという、これは山川先生にお聞きしたい。どういう意味かというと、雇用契約法の中に推定規定の部分はもちろん充実して入れればいいのですが、強行規定として現在基準法に置かれているような解雇規制等を中心とする部分の拡大は、八代先生同様やってもらっては困ると私は思っていますが、その中の中身を精選してですね、いっそのこと雇用契約法の中に強行規定部分と推定規定部分をパッケージに入れてしまうというふうにする、法体系自体が非常にすっきりして混乱がなくなるのではないかと思います、どうお考えでしょうか。

更にそれに加えて申し上げれば、この刑罰の担保って實際上ほとんど機能していないんですね。刑罰ということになると、検察が介入して起訴して、司法手続きを経てということで、現実的に刑罰でもって担保している行政法規というのは、これ以外も含めてほとんど動いていないのが実態です。いっそのこと経済的インセンティブを入れるとか、直接に司法判断というふうに一本化してしまって、強行規定の担保措置の方が、どうせ一本化するならその方がかえって楽ではないかということについてどう考えるかということですね。

それから4点目なんですけれども、これも山川先生の2の(1)の①～④のですね、労働市場は特殊であるというのがあったのですが、もうちょっと具体的にどう

いう市場の失敗なのかというイメージがあれば教えていただきたいと思います。例えば交渉力格差というのは、これは不完全競争なんだろうということなんです。八代先生がおっしゃったように、競争的であれば不完全競争ではないわけで、これもまさに職種とか年収によっても違って来るわけですね。それを一律に交渉力格差があると位置付け得るのかどうかとか。あと、指揮命令関係という②にしても、指揮命令関係というのは、別に委託だって請負だって同じような意味で、実質的にはあるわけですね。そういうふうないわば人間が介在するような契約では全部あるわけで、労働契約だけ特殊と言えるのかどうか。あるいは変動する需給条件といっても、これだってリンゴだって魚だって、全部変動する需給条件があるので、精神と身体を持った人間だけが違うというのが、市場の失敗理論で言い得るのかどうかというあたりについて、もうちょっと補足的なコメントがあればいただきたいと思います。

最後に5点目なんです、解雇規制のところは雇用契約法では変わらないとかですね、浜田先生のご紹介にもあったように、判例法理がそのまま条文になったというあたりについてなんです、これについては八代先生、浜田先生なりでもコメントがあればと思うんですが、契約だけにしてしまっただけは駄目なんでしょうか。要するに選べる、今のような判例法理を採り入れたような経営判断とか、あるいは解雇回避努力みたいな要件の下になら、自分は解雇を受認するという契約をあらかじめ合意している人にはそのようにすればいいし、有無を言わず首を切られても構わないから、その代わりに単価が高い雇用契約に合意する人からは、解雇権制限の保護を撤廃しても、むしろそれはその人に有利かもしれないというふうに単に選べればいいだけではないかと私なんか思うのですがどうでしょう。

**宇佐美** 非常に多岐にわたるご質問ですので、まずご報告者の八代先生、次にコメンテーターの山川先生、それから浜田先生へのご質問もありましたので、お三方続けてお願いいたします。

八代 ありがとうございます。最初の違約金を契約で付けるというのは、まさにそれが多分今の労働法規では認められないのだと思います。それを認めるようにすれば簡単だと思います。私もそういう意図で言っております。それから一本化ということは、つまり刑法と民法を一本化する話で、実際にはほとんど使われていないにしても、やはり今の労働基準法というのは、ある意味で刑務所に入るような話でもありますので。結局これは私もよく分かりませんが、そういう警察に民事をやらせることは出来ないのと同じように、そういういわば武器を持った警官が夫婦げんかの救済に入るのは望ましくないって、あまりいい例じゃないかもしれないんですが、とにかくやっぱり一応そこは法律として分けないと過度の混乱というか、誤解が起こるのではないか。このあたりは山川先生にもっときれいに説明していただきたいと思います。

それから、最後の労働者が選べばいいというのは、まさに経済学的な発想なんですけど、労働基準法というのは労働者が選べないことを前提に考えているわけです。例えば契約の時に強制的にいわばいつ解雇されてもいいという契約を選ばされるということを恐れているので、介入するわけですから、そもそもそれは前提が違っているのではないかということでもあります。ただ解雇権濫用法理でも、福井先生が言われるようなケースは若干あって、中途採用者で、かつ特定の仕事が明記されている場合は、解雇権濫用法理の適用は緩いわけです。例えば営業をすることを目的に中途採用で来て、営業成績が極端に悪かったら、これはもう解雇しても仕方がないというのは判例でも言われているわけです。ですから従属性ということも先ほど山川先生も言われたのですが、なぜ指揮命令系統をより厳しく言うかといいますと、日本的雇用慣行は、要するに会社に入ったら何でもやらされるような仕組みになっているわけです。これが例えば職種別労働市場で、私はこれしかやりませんっていうのが明確になっていけば、指揮命令の範囲も制限されて、それほど保護しなくてもいいのではないかというようなくくり方の問題もあるのではないかと思います。

山川 今の解雇権濫用法理の問題は、八代先生のご指摘の通りです。あと刑罰規定が適用される数は確かに多くはないのですが、それでも略式請求で罰金が課される事件は結構あります。それから行政の介入はかなりたくさんありまして、立入り検査はしばしば行われます。パソコンの中の動きを見て、これだけ時間外労働をしているじゃないかとか、そういうことは行政の関与としては結構あります。

そうすると、労基法のうち、労働契約法に移す部分は確かにあります。解雇権濫用法理が労基法にあるのは実は法体系的には不適切でありまして、むしろ契約法の規定ですので、法律が出来た場合は労働契約法に移す予定です。

最後に労働市場の特殊性についてまだ十分説明し切れていないというご指摘はおっしゃる通りで、私もよく分かりませんが、委託契約と雇用契約の違いは、やはり雇用契約では法的に指揮命令を強制出来るかどうかというところが、事実上の力関係とはちょっと違うのかなと思っております。

浜田 私も判らないこともありますし、必要なことを学びましたで終われば良いのですが、少し付け加えますと、推定規定として何も決まっていないうちに考えにくいというのは良く判りました。ただ、労働環境、例えば野球選手を考えますと、ペーペーのプレイヤーだったらかなり不利です。スターになった人だったらどっちが不利か判らない、そういうものを何か前提として、全体の前提が使われるのが不利な関係にあるというのが、現在の社会の実態なんだと思います。経済学で普通考えるのは、何でも条件をつけて作っちゃえばいいじゃないかと。もしこの契約がマズイというなら、こういう条件をつけていくら罰金を払うということと賄いましょうと。しかし、すべての条件をつくることは到底出来ないんで、どこかで契約はどっちか分らないようなことが起こったら難しいことだと思います。

もう一つは、明日の山岸先生のお話に出てくると思いますが、人間は本当に経済学が考えるほど合理的な

のかなという、いろんなことで衝動に駆られてとか、いろんなことで考えを持った行動をする。その規則性がどのぐらいとらえられるかという問題はありますけれども、その問題は重要ですし、また現在の社会通念においては、大抵労働者っていうのは間違えを起こすのだから保護してやる、そういうようなケースは当然あり得るんだろうと思います。だんだん社会は、何でも条文に書いておいてその通りという社会から、自分たちでデザインしていくような社会に変わって行くんじゃないかっていうのが、まあ我々経済学をやっているとそんな感じがいたします。

**八田** 時間も遅くなりましたので2点だけ申し上げたいのですが。まず労働の特殊性なんです、一つはですね、過労死を招くような過酷な労働者を使うというようなことが、他の財では問題にならない。労働で問題になるということの一つの本質的なことは、やっぱり情報がよく分からない。どういう状況になっているかっていうのが分からなくて、新しくそこで雇われている人も、雇われに来る人も、そういう労働条件になるということが正確に分かっていないということで。従って、何時間以上禁止ということよりは、何時間以内の時には別に情報開示する必要はないけれども、それ以上やる時にはきちんとした情報開示を外にさせるという義務付けをする。後はかなり契約を自由にするということは、やっぱり難しいのでしょうかというのが一つですね。

それからもう一つは、労働の特殊性というのは、幾つかあると思いますが、一つは先ほど話が出た、ストレージが出来ないということだと思います。それは電気に似ているんですね。電力の場合に非常に際立った市場が二つあって、一つは長期契約的なもの。そこは料金というか、価格をきちんと当事者間で決めている。その時は、実際のスポット価格がどうなろうと、約束した価格でもって、約束しただけ契約する。売る側にとっても買う側にとっても非常にありがたいことです。ところが、今度は別に、ということですね、実際に正確に自分がどれだけ必要かということまで予測して雇えませんから、山勘でやるわけですから。残り

はスポットマーケットで調達する。そこは本当に価格が揺れ動くところで。

それから、労働者も自分が電力も市場に出ると、ものすごく揺れ動く。ちょっと労働市場と、その意味で非常に似ているんですが、労働市場と違うところはですね、電力の場合にはもし企業が自分が予定したよりも余計に買いたい時は、スポットから買ってくる。ところが予定していたよりも少なかった。特に市場のスポットの電力の価格は非常に高い。長期契約で買っておいた電力を売ることは、スポットマーケットで売り戻すことが出来る。自分は非常に節約して、そしていったん買ったものを実は非常に売り出す。これが労働のマーケットではなかなか出来ないことなんです。成果的に労働を単一マーケットから買ってくることは出来るけど、いっぺん雇った労働者をもし同時に派遣事業でやって外に出したと。そしてそのもとの契約した値段と、その差は自分のところで取るなり、あるいは損をするなりということで、そこがないということで、非常に解雇しなきゃいけないとか、非常に面倒くさいことになっている。

だからある意味では、そういう派遣事業が盛んになっているということは、そういうようなことを可能にすることによって、今までの硬直的なものを緩めることが出来るのではないかと。

**八代** 電力市場との対比というのは気が付きませんでした。今、八田先生が最後に言われた点は、事実上大会社では配置転換、子会社への出向、特に系列会社への出向までやっているわけです。更にそれを進めて、一種の普通の会社でも派遣会社と同じような形で、余っている労働者を使うことが出来れば、確かにそれは一つの可能性として最初の契約に入れておくわけですね。ただ今の判例だと、あまり遠いところとか、全く違う仕事に就く場合は、緩やかな規制はあると思います。

**宇佐美** 随分時間が超過しておりますので、プレナリー・セッションはこれで終わりにしたいと思います。私、全体を要領よくまとめるほどの事は申せませんが、

このセッションは、法学的な思考と経済学的な思考の違い、あるいはその法学的な思考の世界に経済学的な思考を入れるさまざまな仕方につきまして、裁判については浜田先生からご報告をいただき、行政の面では白石先生にお話いただき、それから立法に関わるころは八代先生からご議論をしていただきました。もちろん、法学と経済学の対話の主題がこれでもう尽きたということでは全然ございませんで、これを一步として今後もまたこのような対話を本学会で継続的に出来たらと思っております。本日はどうもありがとうございました。

## □特別講演

## 『非合理的協力行動の説明：効用変換とヒューリスティック』

場所：北海道大学学術交流会館

山岸 俊男（北海道大学大学院文学研究科教授）

宇佐美 最初にスピーカーの山岸先生のご紹介をさせていただきたいと思います。ご紹介するまでもなく、皆様、山岸先生のご研究はよくご存じだと思いますが、山岸先生は北海道大学大学院文学研究科教授でいらっしゃるしまして、ご研究の分野は社会心理学。特に最近では、信頼の問題、社会的ジレンマ、社会的交換ネットワークといった分野についてご研究を進めておられます。もうご存じかと思いますが、最も直近の論文としては、『心でっかちな日本人：集団主義という幻想』日本経済新聞社から。その少し前には『社会的ジレンマの仕組み：環境破壊からいじめまで』PHP 出版。ほぼ同時期でございますが、『安心社会から信頼社会へ：日本型システムの行方』中央公論新社等々ということで、たくさんのご著書・ご論文を發表されて、私も今日のお話を非常に楽しみにしているところでございます。今日のご報告のタイトルは『非合理的協力行動の説明 効用変換とヒューリスティック』ということでお話をさせていただきたいと思います。それではよろしくお願ひします。

山岸 ご紹介いただきました山岸でございます。よろしくお願ひいたします。お招きにあずかりましてありがとうございます。今日の発表のテーマは信頼の話と直接かわりません。なぜこのようなタイトルの話をしてみたいと思ったかということ、これは現在社会科学一般で、大きなパラダイムシフトが起こりつつあるのではないかというふうに感じておりまして、そのパラダイムシフトを考えながら、私がやっている研究がどのようなものであるかということかについて、お話し出来ればと思ったからです。

パラダイムシフトの全貌は、多分現在どなたも理解されている方はいないと思うんですね。しかし、非常

に大きな目で見てもどうということなのかというと、多分社会科学が初めて科学となりつつあるということではないかと思っています。こういうことを言うと僭越で、おしかりを受けるかもしれませんが、今までの社会科学は多分科学ではなかった。本当の意味での科学ではなかった。多分自然科学の歴史でいえば、科学が生まれる前の錬金術の時代であったと思います。それが現在初めてですね、科学になりつつあるというように感じています。

これ、いろんなところでそういう兆しが見えていまして、非常に典型的なのが、経済学者の方々が脳研究を始められています。脳のスキヤンのテクニックを使いながら、実験を始めている。心理学者をすっ飛ばして脳科学に移ったんですね。私のような心理学者としてはとても心外なんですけど、それも致し方ないかなということなんです。

私どもは21世紀COEをいただきまして、「心の文化・生態学的基盤」という研究をしています。COEの背後には、今申しましたように社会科学のパラダイムシフトをにらんだ研究をするんだということがあります。このパラダイムシフトの全体を私どもに説明出来るわけではありませんが、その一つの大きな背景に、タブララサ神話の崩壊があります。タブララサっていうのは、人間の心は白紙の白板のようなものであって、文化とか社会によって心の中に何でも書き込むことが出来、人間というのは人間性を持たないんだ、社会によって人間性が決まってくるという基本的な考え方です。これが現在、認知科学とか脳科学とか、そういったものの進歩によってほぼ否定されてきています。

こういうことの一つの典型的なものが、マーガレット・ミードが行ったサモアに関する文化人類学の研究です。タブララサの考え方を社会科学に持ち込んだ、

一つのきっかけになっているものなんですね。つまり、サモアには先進国にあるような思春期のコンフリクトがないんだというような研究です。これが実はそんなことはなくて、ミードの説は完全に間違いで、ミードはサモアに行って、ほんの数か月の間、宣教師の家に住んで、家の中から周りの様子を見ていただけだと。サモアの娘たちが、ミードをからかうために言ったことを真に受けて論文を書いてしまったというようなことが明らかにされています。

それに対して、現在起こりつつある考え方では、人間の心というものは、人間の体と同じように進化の過程で生まれてきたものであって——それは当然といえば当然の話ですが——人間の指が5本あるように、人間の心にもある定まった情報処理の仕方が備わっているとされている。そういうことが次第に明らかになってきています。そういった人間の心に組み込まれたいわゆる人間性なるものが、人間の社会的な行動を考えるにあたって非常に重要な意味を持つてくるということが、次第に明らかにされてきました。このことの意味は、私は極めて大きいであろうと考えています。

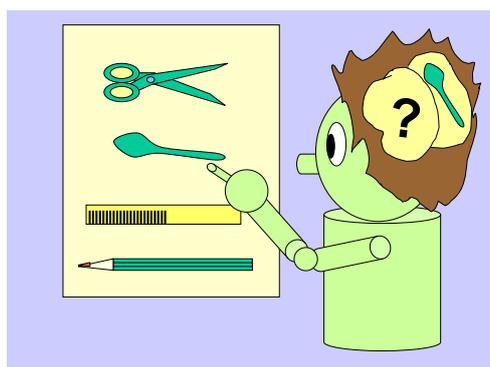
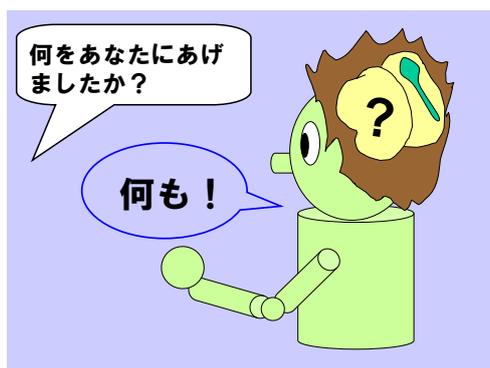
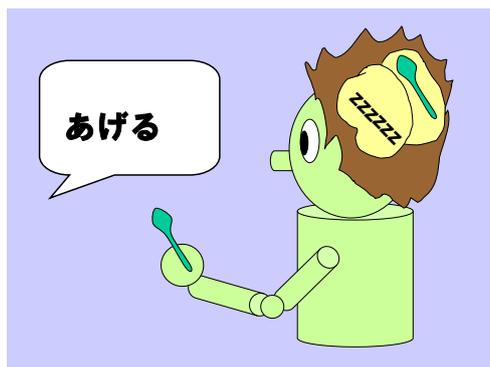
つまり、これまでの白紙の心を前提とした社会科学はですね、つまり人間の心というのは、単なるエンペティな入れ物に過ぎない。すべてが文化によって内容が決まってくるというような基本的な考え方をしたものですから、人間性について科学的に研究することが、社会科学にとって重要であるという発想が全く存在していませんでした。それが本当の意味での科学的な社会科学を作るにあたって、非常に大きな障害になってきたであろうというふうに考えています。

もう一つ、タブララサとペアになっている、人間の心は意識と同じであるという考え方があります。心とは何かというと、つまり意識なんであるという考え方です。それもほとんど今の認知科学の発展によって否定されている考え方なんですね。その一つの面白い例として分離脳患者の例というのがあります。この例は何を示すかというと、要するに心と意識は同一ではない、意識というのは心のほんの一部にしか過ぎない、つまり「我思わなくても我あり」ということなんですね。

分離脳患者というのは面白いといつては悪いのですが、非常に興味ある情報を我々に提供してくれます。随分古い研究なのですが。人間には左脳と右脳という二つの半球があります。その間が脳梁によってつながれている。従って、例えば左脳に入った情報は、たちどころに右脳に伝わる。右脳に入った情報も、たちどころに左脳に伝わる。世の中にはこの脳梁が切断されてしまっている人たちがいるんです。それは事故によって切れてしまった人とか、一昔前はひどいことをやっていて、脳の機能障害がある場合にここを切ってしまうというような手術をしたこともある。ですから、こういった脳梁が切断されている人たちの左脳にだけ情報を入れる、あるいは右脳にだけ情報を入れるということを行うことが出来るわけです。

例えば右脳にだけ情報を入れますね。そうして右脳に入った情報は左脳に伝わりません。多くの場合ですね、人間の脳は左脳が優位脳と言われていまして、言語的な操作は左脳で行います。そうすると、右脳は言語化出来ないんですね。ということを使って、例えばある実験では、短期的に左脳にある特殊な薬剤を入れてまして、左脳を眠らせておきます。で、この人は右脳だけ動いている状態にして、左手にスプーンを渡します。そうすると、左手にスプーンがあったという情報は右脳に伝わります。左手は右脳につながっていますから、右脳は自分がスプーンをもらったということがわかるわけです。

しかしその情報を左脳は知りません。眠っていますから。で、この人の左脳が目覚めた後で、「今あなたに何をあげましたか？」と聞きますと、この人は「何ももらっていません」と答えます。それは当然の話で、言語化をする左脳は、自分がスプーンをもらったということを知らないわけですから。



ただですね、この人にこういった図を見せて、いろんなものを書いてある図を見せて、じゃあ今あなたに渡したものは何ですかというふうに聞くと、正しくスプーンを指すことが出来る。つまりこの人の右脳は、自分がスプーンをもらったということを知っています。しかし、この人の意識はですね、自分がスプーンをもらったということを知りません。自分が知っているということを知らないわけです。で、実際にこの人の右脳は、自分がスプーンをもらったということを知らないんですけど、正しくスプーンを指すことが出来る。つまりこういった高度な情報処理は、意識を介さないで出来るんですね。ということは、知っているということと、知っていることを意識しているというこ

とは全く違うということだということになります。

これに関する実験はいろいろとありまして、今のは脳を眠らせるんですが、例えば目の間に板を渡しておいて、どちらかの眼球にだけ情報が行くようにします。実は人間の目は網膜の左半分と右半分が、それぞれ脳の右半分と左半分に分かれていくように作られているんですね。ですから、うまく網膜の左側にだけ情報を与えると、これは左脳に行く。右側にだけ与えると右脳にしか行かない。この実験で使った人は特殊な分離脳患者で、この人の右脳は言語を理解出来るんですが、それを言語化することが出来ないという、左脳は出来るという人なんです。こういった装置を使って、この人の右脳にだけ例えば「笑ってください」という命令を与えます。そうすると、この人は笑うんです。

ところが、実験者が「あなたはどのようにして笑っているんですか」と聞きます。そうすると、この人の左脳は、自分がどうして笑っているか分かりません。笑ってくださいという命令は右脳にしか行っていないからです。そうすると、この人は困ってしまってますね。どうして笑っているのかと聞かれると、「それはあなたが面白い顔をしているからですよ」と言ったんですね。つまり左脳は、自分が笑っているということを知っています。笑っているのはどうしてかと考えて、そうすると実験者がたまたま面白い顔をしていたと。そうすると、この人は本当の理由ではなくて、自分で勝手にでっち上げた理由を、その自分が笑っている理由だと思っている。実際に笑ったのは、笑ってくださいって言われたからです。つまり意識はですね、後追いで、自分が何かした行動を後追いで解釈しているだけなんです。

同じように面白いのは、この人に「ボクサーのまねをしてください」と言うとボクサーのまねをして、「今何のまねをしてくださいと言われましたか」と言うと、「ボクサーのまねをしてくれと言われた」と正しく答える。ところが、この人の腕を縛って固定した後に「ボクサーのまねをしてください」という命令を与えて、「何のまねをしてくださいと言われましたか」と聞くと、「いや、何も言われていません」と言うんですね。それは自分の腕が動いていないから。そこで腕を自由

に動けるようにすると、ボクサーのまねをして、「あ、ボクサーのまねをしてくださいって言われました」って答えます。つまりこの人の意識は、自分がやっている行動を見て、自分の行動の意味を自分で作り出して自分で解釈しているんです。

で、この手の研究は山のようにたくさんありますが、そのほとんどが意識は大体感情とかそういうものを通して行った行動の後追いをしている、というような結果を示しています。これに対して、これまでの社会科学の多くは、人間の行動は意識的な行動で、意識が決めた行動であるという前提から出発して、その人間の行動に関するモデルを作って、そのモデルに従って社会科学の理論を作っているわけです。

こういうことを考えてみますと、社会科学にとっても科学的な人間性理解が必要であるということになります。もちろんそんなものは必要ではないという議論もあります。つまり、社会科学が持ち得る人間性についての理論というのは、それは正しくても正しくなくても構わない、と。それに基づいて、正しい現実の予測が出来ればそれでいいではないかという立場も当然あります。これは古典的な経済学が採用してきた立場だと思えます。それが間違っていると言う気はありません。それで出来るところまですればいいのではないかと。

だけど、多分かなりの部分がそれで可能だと思うんですね。それから、ニュートン力学で予測出来る部分と出来ない部分があるのと同じように、それで対処可能な現象というのはたくさんあります。しかし、本当のところは多分そうではない。では、本当のところはそうではないという時に、一体何を考えたらいいかということ、我々は考えてみたいと思って研究をしています。

その時に我々が考えます基本的なことは、これは大体認知科学での人間の心についての理解の基本みたいなことなんです。人間の心というのは、進化の過程で生み出されてきた適応のための道具であるという考え方です。

基本的な考え方として、人間の情報処理には二つのルートがあるということですね。一つは自動的に迅速

な情報処理。これは多くの場合は感情を介しています。と同時に、意識的処理を通す時間がかかる情報処理。この二つの情報処理の仕組みを我々は持っているわけです。ほとんどの場合、自動的に迅速な情報処理の方が早いですから、そちらが大体の意志決定をしてしまうんですね。それで普通は人間は行動していくのですが、時々意識の方を通してチェックして行って、こいつはそのままやっているとまずいぞというような時には、もう少しちゃんとした情報処理の結果を使って、迅速な情報処理の結果の評価をしたり修正をしたりする。多くの場合は、結果の後付け的な説明をすることになる。

こういった迅速な情報処理というのは、多くの場合人間が、人類が進化の過程で繰り返し繰り返し、何百万年にもわたって直面してきた同じような種類の適応問題を解くために、有効な情報処理の仕組みを我々が領域特定の認知モジュールと呼んでいるようなものを進化させることで生まれてきました。要するに人間の脳は、大型コンピュータではなくて、特定の問題を解くために作られてきた無数のマイクロチップの集積であると。多くの場合、情報はそういった特定の問題を解くために使われるマイクロチップに情報が送られて、そこで自動的に意志決定、あるいは行動を決定されて、それに従って行動する。その情報は同時に、前頭葉の意識にかかわる部分に送られますから、そこで修正が行われる。

そういった人間が繰り返し直面してきた問題の中で、非常に大きな問題というのは、社会的な適応問題です。自然環境への適応よりもっと重要なことは、社会的環境への適応であって、これについてはいろいろと面白い研究があるのですが、ここでは説明する時間がありません。要するに、他者との協力関係の形成です。社会に対して協力していくというのが、人類の進化の中で非常に大きな役割を果たしてきたと考えるわけです。これに関しては、いろんな脳のいろんな部分に関係してくるのですが。

それからもう一つ重要なのは社会的知能。これは基本的には社会的交換の問題です。それからもう一つ、メイトセレクション（配偶者選択）というものがあり

まあ。要するに、ダーウィンの進化論で二つ重要なのは、自然淘汰と性淘汰なんですね。性淘汰というのは何かというと、平たく言うと異性にもてるということなんです。異性にもてるための心の仕組みというのを人間は獲得していると考えられています。それと同様に、社会的交換関係を形成していくことも重要な役割を果たしてきたと考えるわけです。これは社会脳とか社会的知能と呼ばれている基本的な考え方です。

つまり人間の脳には、社会関係でうまく成功していくことを可能にするような組み込みの仕組みが存在してるんだということです。そのことが、心の本質的社会性というもので。人間の心は本質的に社会的なんだと。なぜ本質的に社会的なのかというと、心は適用のための道具である。つまり社会的関係にうまく適応するために作られているんだから、それは本質的に社会的なんだというふうに考えています。

要するに、合理的に考えた場合、例えば1回限りの囚人のジレンマでは人々は協力しないはずなのですが、人間は実際に協力する。そのことによって、協力の利益を得ることが可能になるというような話です。で、我々がどういうことを今考えているかということ、社会科学の基礎を提供するものとして、社会を可能とするような人間性の探求なんです。つまり、我々は進化の過程を通して獲得した人間性を持っている、白紙の心を持った合理的な意識がすべてを決定するというような人間を思っていたのでは解けないような問題を、人類はその人間性を使って解決してきたのだということです。そういう社会的適応問題に繰り返し直面してきているのだと。そのために、そういった適応問題を解くのに適した脳の、心の仕組みを進化させてきたんだというのが基本的な発想で、その仕組みが一体どうなっているんだろうということを、我々は研究していきたいというふうに考えています。

今日これから説明する研究はですね、そのほんの一部です。具体的にどのような研究をするかですが、要するに人々は自分の利益に反する場合でも、協力的ないし利他的に行動する。それはなぜなのかと。こういった問題を考えるにあたって便利なのが、囚人のジレンマ、あるいはそれに付随したゲームを使った実験で

す。具体的にはOne-shot PD、1回限りで、匿名条件で1回限りで行うような囚人のジレンマで、人々は実際に協力するのはなぜなんだろうという問題です。後で利益が戻ってくるということはありません。匿名で1回限りです。その中で人々は協力する。それはなぜなんだろうという疑問です。

そんなことは当たり前だろうと思う方も多いのではないのでしょうか。人間は1回限りで自分の利益にならなくても協力する、それは当たり前です。それは利他性や協力行動を是認する規範が存在しているからだ。当たり前だというわけですが、じゃあなぜ匿名状態でも同じように行動するのか。規範に反しても全く何の疑いもないような状況でもそうなのかというと、それは人々が社会化されて、規範を内面化しているからだということになります。人々は内面化した価値、社会規範を内面化した価値に従って行動している、それは当たり前の話だろうと言う。もう少し別の言い方をしますと、人々は社会的効用を持っているんだ、と。人々が感じている効用というのは、自分自身が得られる利得からだけではなく、自分以外の人々が得るところからも社会効用を得ている。そういうふうに社会化されている。だから人間は、自分の利益だけではなくて、他人の利益も考えて行動する。だから1回限りの囚人のジレンマでも協力するんだ、と。この意見はもっともです。記述的にはそうなんです。

で、これはもう実験経済学の方々に、こういった1回限りの囚人のジレンマで人々はどのようにして協力するのかということ、ちゃんと考えられている方々がいますが、そういった方々が採用しているのは基本的に社会的効用の考え方です。私は多分この考え方は、本当は違うのではないかと考えています。あたかもそうであるかのように考えていますが、かなりのところまでは行けるとは思いますが、それは本当のことではないのではないかと。これは、基本的にですね、最初にお話ししましたこれまでのタブラサを前提とした社会科学の立場から、古典的な経済学が仮定してきた合理的な人間像に反する結果を説明しようとした時に出てくる考え方なのではないかと。

人々のユーティリティは、自分が得る利益と相手が

受ける利益の関係、こういったいろんな要素から人間は効用を得ている。で、実際に最大化しようとするのは、自分が結果得ている利得だけじゃなくて、すべてを集めた社会的効用なんだという考え方ですね。そうしますと、例えば囚人のジレンマのプレイヤーが相手の得る利得や、自分と相手の利得の差（の縮小）からも社会的効用を得ているとすると、囚人のジレンマは主観的には、つまり社会的効用レベルでは、安心ゲーム(Assurance Game)に変換されているんだということになります。

つまり、相手が協力してくる限り、自分は相手を裏切って非協力をするより、協力を取った方が効用は大きいしかし、相手が非協力をしている限りは、自分も非協力をした方が効用が大きいということになります。

実際に1回限りの囚人のジレンマの実験をして、それぞれの結果がどれぐらいあなたにとって望ましいですかと聞くと、やっぱり今言ったように、実際の利得表は囚人のジレンマの利得表を示しても、ここで紹介する五つの実験の結果のように、首尾一貫して、相手が協力している限りは自分も協力した方が満足感が大きいと答えています。

このことから、記述的にはソーシャルユーティリティの考え方は成り立っているわけです。しかしこの結果は実験での行動そのものを調べた結果ではなく、実験後に尋ねた質問に対する解答にもとづいているわけなので、本当の主観的効用を表明しているのではなく、単にそういうふうに答えているだけじゃないかという疑問がのこります。そこで、順序付き囚人のジレンマにおける実際の行動を調べてみました。順序付き囚人のジレンマとはどういうことかという、最初に第1プレイヤーが協力するかどうかを決定します。第2プレイヤーは、相手がどちらの手を取ったかということをお知らせされて、その後で協力の手を取るか、非協力の手を取るかを決めます。順序付きであろうがなかろうが、囚人のジレンマでは、自分の利益だけ考えると、相手がどちらの手を取っても、非協力の手を取った方が自分の利益は大きくなります。従って、順序付き囚人のジレンマで第1プレイヤーが協力の手を取っ

たことがわかっている、非協力の手を取ったことが分かっている、自分の利得だけから効用を得ている第2プレイヤーは必ず非協力の手を取るはずです。相手の利益や利益の差の縮小からも効用を得ている社会的効用の持ち主は、相手が協力したときには協力するはずだし、相手が非協力をしたときには自分も非協力の手を取るはずだということになります。

そこで、実際に実験をやってみますと、相手、第1プレイヤーが非協力の手を取った時に、協力の手を取る人間はほとんどいません。

ところがですね、相手が協力の手を取ったということが分かった時には、かなりの人たちが実際に協力の手を取ります。ということは、先ほど言ったこういった主観的な満足度に応じた行動を人々は実際に取っているわけです。実際の行動と一貫しています。

で、ソーシャルユーティリティの考え方についてですが、人々は自分の得る利得からのみユーティリティを得ている、満足を得ているというようなところでは、古典的な合理的人間像から逸脱していますが、一度効用が変換された後は同じなんです。つまり客観的な利得表に示された利得が社会的効用に変換されると、その変換された効用に従って、人々は合理的に意志決定をすると考えられているわけです。従って、相手がCを取った場合には、つまり相手が協力してくれた場合には、自分も協力する。相手が非協力的場合には、自分も非協力という考え方です。それは、人々が自分の社会的効用を最大化するように意思決定するからです。

つまり、人々が一見非合理的に行動しているのはなぜか。それは人々が自分の得る利得からだけではなく、他の人が得る利得からもユーティリティを得ているからだ、と。これが私が効用変換というふうに呼んでいる基本的な考え方です。ただし、私自身はこの効用変換の考え方に大きな限界があると思っています。

これに対してどういう対立する考え方があるかという、私自身が社会的交換ヒューリスティックと呼んでいる考え方です。これは、人間はユーティリティを比較して意志決定をしているのではない。そうじゃなくて、自分が置かれた状況はどういう状況なのかとい

うことを常にスキャンして、ある状況だということ  
をスキャンで定義すると、それに即した行動規則を  
使うようになる。つまり、状況のスキャンの結果どの  
マイクロチップを呼び出すかで行動が決まってくる。  
あるマイクロチップを呼び出すと、それに応じた行動  
をするようになるという考え方で。

なぜそういうマイクロチップがあるかというのは、  
合理的に意志決定するよりも、多分そういう決まり切  
った形の意志決定道具を使った方が、エラーのコスト  
が小さくなるということだと思っんです。統計では、1  
種のエラーと2種のエラーっていうのがありますが、  
どちらが重要なのかによって、それぞれのエラーの起  
こる確率を大きくしたり小さくしたりします。それと  
同じこと、つまり第1種のエラーを大きくしたり小さ  
くしたりするのと同じようなことをするのが、特定の  
意思決定道具を使うことで起こります。図1は、この  
第1種のエラーと第2種のエラーを図示したもので  
す。

		社会的交換状況の真の性質	
		「ただ乗り」発見・処罰 なし	「ただ乗り」発見・処罰 あり
状況の推測			
「ただ乗り」発見・ 処罰 なし		正確な推論 「ただ乗り」成功	第1種のエラー 「ただ乗り」の露見・処罰
「ただ乗り」発見・ 処罰 あり		第2種のエラー 可能な「ただ乗り」をしない	正確な推論 相互協力

図1 社会的交換状況における2種のエラー

ある社会的交換状況に直面した人を考えてもらいま  
す。その人は、この状況では「ただ乗り可能である」  
と思うかもしれないし、「いや、ただ乗りは露見して、  
罰を受け足り、村八分にされてしまう」と思うかもし  
れません。「ただ乗り可能だ」と思って、実際の状況  
がその通りだとすると、その人はうまく「ただ乗り」  
に成功します。また、「ただ乗りをすると大変な目に  
あう」と思って、その状況では実際に荘であるとする  
と、そこでも推論にエラーはなくて、協力的な行動を  
とることになります。この2つの場合が、図1の「正

確な推論」という2つのマスに相当します。

残りの2つのマスでは、推論に誤りがあることにな  
ります。本当は「ただ乗り」可能な状況なのに、「た  
だ乗り」をするとばれて大変なめにあうと推論すれば、  
本当は可能な「ただ乗り」をしないで、その分損をす  
ることになります。同様に、「ただ乗り」しても大丈  
夫だと思っていたところ悪事が露見して生死にかかわ  
る制裁を加えられるということも考えられます。ここ  
で前者を第2種のエラー、後者を第1種のエラーと呼  
ぶとすれば、エラーをおかすことで生じる結果の重大  
さは、エラーの種類によって違っています。人間が数  
百万年にわたる進化の過程を過ごしてきた環境では、  
第1種のエラーの結果は決定的に重要だったと思えま  
す。第1種のエラーをおかして、その結果として仲間  
から追放されてしまうと、生きていけないことになっ  
てしまうからです。そうなる、どちらかのエラーをお  
かすとしたら、第2種のエラーをおかす可能性がい  
くら増えてもいいから、第1種のエラーが生じる可能  
性を極力少なくしたほうがいいということになります。  
そこで、長期的に見て第1種のエラーの可能性を  
少なくするようなバイアスを、社会的交換のためのマ  
イクロチップに埋め込んでおくほうが、バイアスの総  
量を少なくする正確な情報処理をするよりも適応的だ  
ということになります。これが、社会的交換ヒューリ  
スティックの基本的な考え方で。

ここでどのような実験をやって、この考え方を確か  
めるかといいますと、幾つかの種類の実験をやってい  
るんですけども、ここでまず一つの実験を紹介しま  
す。この実験、第1実験の結果で何をやったかとい  
うと、同じ囚人のジレンマゲームを2つのやり方、つ  
まり2つの条件の下でやってもらいます。

図2の Immediate と Delayed と書いてあるのが、2  
つの条件です。Immediate 条件っていうのは、普通  
の囚人のジレンマ実験で通常用いるやり方で、実験参  
加者に囚人のジレンマゲームの説明をして、そのまま囚  
人のジレンマでの協力と非協力の選択をしてもらいま  
す。図2の Immediate には、その時の協力率が50%  
台の後半であることが示されています。これに対して、  
Delayed 条件では、囚人のジレンマゲームの説明をし

た後で、「あなたはこのゲームを、これから話す2つのやり方のどちらで行うか決めることができます」と言って、協力が非協力の選択を同時に行う同時PDという方法と、自分が先に手を決めて相手が後から手を決める順次PDという方法の、どちらの方法でプレイしたいかをまず決めてもらいます。つまり、囚人のジレンマで協力が非協力の手を決める前に、どちらのやり方でゲームをプレイしたいかを考えてもらうわけです。

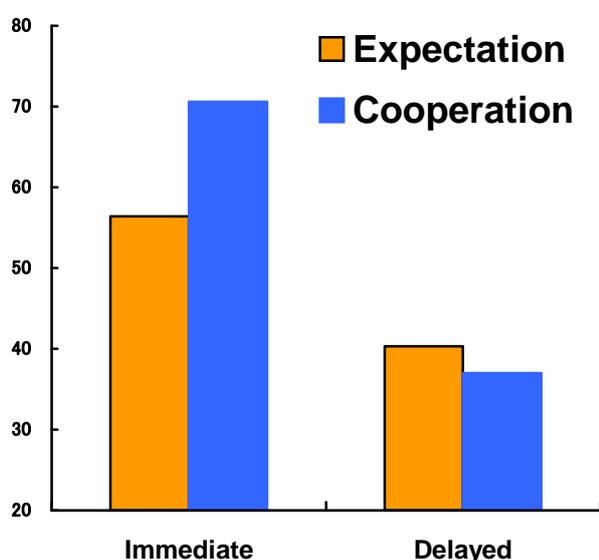


図2 第1実験での、Immediate 条件と Delayed 条件での協力率と協力の期待

Immediate 条件では、協力の手を選ぶか非協力の手を選ぶかを考えるときに、すでに特定の相手とのゲームつまり交換関係の中に入っています。そのため、社会的交換ヒューリスティックが働きやすく、協力行動が取られやすくなるだろうと考えられます。それに対して、Delayed 条件では、まずゲームについて考えるのは、どちらのやり方でゲームをプレイするかを考えるときです。そのときには、まだ特定の相手と特定のゲームをするぞ、という気持ちになっていません。つまり、交換関係の外にいる状態でゲームについて考えます。そのため、まずゲームについて考えるときには社会的交換ヒューリスティックが働きにく

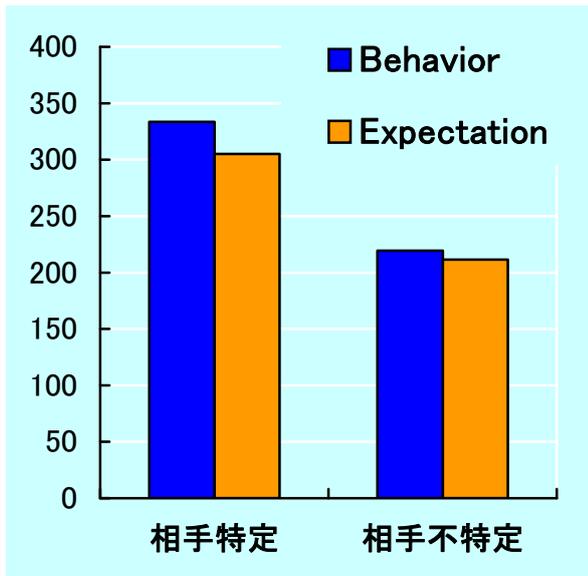
く、そのため相手の行動に対して不信感をもってしまいうので、図2に示されているように、相手が協力してくれるだろうという期待が減り、そして協力率そのものも減ってしまいます。

もう一つ同じような実験の紹介をします。これも囚人のジレンマの実験です。この第2実験では、Immediate 条件と Delayed 条件の代わりに、相手特定条件と相手不特定条件というのを使います。

相手特定条件では、通常囚人のジレンマのやり方と同じやり方でゲームをしてもらいます。もう1人の実験参加者と囚人のジレンマをすることを説明して、その人（もちろんその相手と顔を合わすことはありません）を相手に協力の手を取るか非協力の手を取るかを決めてもらいます。先の実験での Immediate 条件と同じで、この条件では社会的交換ヒューリスティックが発動し、協力しやすくなると考えられます。

これに対して相手不特定条件では、協力と非協力の手を選択するときには、多数いる実験参加者の特定の誰とペアになるかがわからないと言っておきます。全員が協力の手と非協力の手の選択を済ませた後に、誰と誰がペアになるかが決まります。相手特定条件でも、相手が具体的にどのような人間なのかは全くわかっていないので、論理的にはこの2つの条件での意思決定は、全く同じこととなります。つまり、匿名の相手との間で囚人のジレンマゲームを1回だけプレイするというものです。

しかし図3に示されているように、相手不特定条件では、相手の協力に対する期待も、実際の協力率も大幅に低下してしまいます。この理由は、相手が決まっていなかったことをはっきりさせることで、特定の相手と交換関係に入っているという感覚が持ちにくくなり、そのために社会的交換ヒューリスティックが働きにくくなったためであると考えられます。



次にやった実験は、防音室の中にアイカメラを設置しておいて、図4に示されているコンピュータの画面のどこを見るかをアイカメラで追跡するという実験です。社会的ユーティリティの考え方ですと、協力する人間は相手の利得まで注意を払っているわけです。それに対して自分の便益だけしか頭にない人間は協力者であるというふうに考えられます。つまり、他の人の利益まで考慮すれば協力するし、そうじゃない人間は非協力的な行動を選択するだろうと予想されます。本当に協力者と非協力者の間で、そういった相手の利得に注目する程度に違いがあるかどうかを調べてみよう、というのがこの実験の目的です。

この実験でも2つの条件が使われています。単純マトリクス条件と複雑マトリクス条件の2つです。

単純マトリクス条件では、マトリクスに入っている数字が単純なので、このマトリクスに示されているゲーム状況の意味、つまりお互いに協力し合うと利益を得ることが出来る関係なんだということがすぐに分かります。それに対して、もう一つ複雑マトリクスというのは、数字は大体単純マトリクスと同じなんですけど、それぞれの数字に端数を付けていきます。端数を付けることで、このゲームが一体どういう関係を意味しているのかが分かりにくくなるわけですね。このようにして、単純マトリクス条件では社会的交換ヒューリ

スティックが働きやすくし、複雑マトリクス条件では社会的交換ヒューリスティックが働きにくくします。

・表を参考にしながら、LかSのどちらを選択するかを考えてください。

		相手 K		P	
あなた	L	あなた 1200円	相手 1200円	あなた 0円	相手 1800円
	S	あなた 1800円	相手 0円	あなた 600円	相手 600円

LかSの選択が決まったら『意思決定画面に進む』ボタンを押してください。  
意思決定画面では、表がありませんので、選択した記号(LかS)を覚えてください。

意思決定画面に進む

・表を参考にしながら、LかSのどちらを選択するかを考えてください。

		相手 K		P	
あなた	L	あなた 1281円	相手 1281円	あなた 165円	相手 1839円
	S	あなた 1839円	相手 165円	あなた 723円	相手 723円

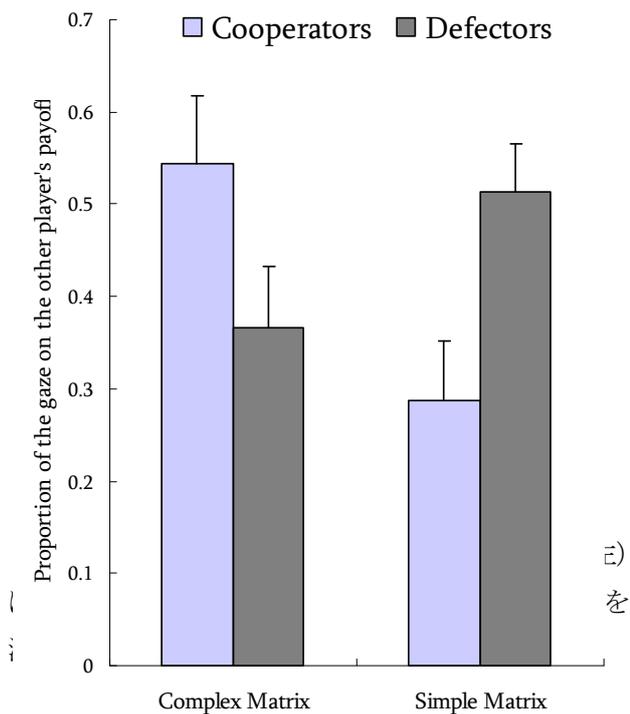
LかSの選択が決まったら『意思決定画面に進む』ボタンを押してください。  
意思決定画面では、表がありませんので、選択した記号(LかS)を覚えてください。

意思決定画面に進む

図5 単純マトリクス条件（上）と複雑マトリクス条件（下）でのコンピュータ画面

この実験の結果は、図6に示してあります。まず、社会的交換ヒューリスティックが働きにくいと考えられる複雑マトリクス条件では、社会的効用アプローチで考えられているように、協力の手を取った人は非協力の手を選んだ人よりも、相手の利得により多くの注意を向けています。これに対して社会的ヒューリスティックが働きやすいと考えられる単純マトリクス条件では、この関係が逆になってしまっています。

間を超過して申し訳ありませんでした。ありがとうございました。



ここで紹介した実験の結果は、社会的効用の考え方で全く説明できないかという、必ずしもそうではありません。どういう状況で効用変換が起こるのかを特定するというかたちで理論を作っていけば、ヒューリスティックアプローチであるのと同じような予測が出来るようになるはずですが、しかしそうするためには、なぜある特定の状況で効用変換が起こるかに関する説明を考えていかざるを得ない。たとえば、相手が特定していると思うと相手の利得を効用を含めるようになるのはなぜか、ということの説明できないといけなわけです。そういうかたちで社会的効用の考え方を拡張していくと、多分我々が考えている考え方とほとんど同じことを言うことになるんだと思います。その時には、効用という言葉を使うか、ヒューリスティックという言葉を使うかは別なんです、議論の内容そのものはほとんど同じになってくるはずですが。

ここで紹介した実験の結果を説明するために、同じ効用という言葉を使っても、結果に効用があるのではなくて、行動そのものに効用があるというふうに言うこともできます。行動そのものに効用があるんだというのは、ヒューリスティックの考え方で言っていることと全く同じ内容だと思います。ということで、時